
平成24年 第1回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成24年3月7日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成24年3月7日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

出席議員(13名)

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	4番 植 田 均君
6番 杉 谷 早 苗君	7番 赤 井 廣 昇君
8番 青 砥 日出夫君	9番 細 田 元 教君
10番 石 上 良 夫君	11番 井 田 章 雄君
12番 秦 伊知郎君	13番 亀 尾 共 三君
14番 足 立 喜 義君	

欠席議員(1名)

5番 景 山 浩君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 仲 田 憲 史君
書記 ————— 芝 田 卓 巳君
書記 ————— 前 田 憲 昭君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 田 中 耕 司君
総務課長 ————— 森 岡 重 信君 財政専門員 ————— 板 持 照 明君
企画政策課長 ——— 谷 口 秀 人君 地域振興専門員 ——— 長 尾 健 治君
税務課長 ————— 分 倉 善 文君 町民生活課長 ————— 加 藤 晃 君
教育次長 ————— 中 前 三紀夫君 総務・学校教育課長 — 野 口 高 幸君
病院事務部長 ——— 陶 山 清 孝君 健康福祉課長 ————— 伊 藤 真 君
福祉事務所長 ——— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 頼 田 泰 史君
上下水道課長 ——— 真 壁 紹 範君 産業課長 ————— 景 山 毅 君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） 起立願います。おはようございます。

ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達して
おりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

10 番、石上良夫君、11 番、井田章雄君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（足立 喜義君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、8番、青砥日出夫君の質問を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） おはようございます。8番、青砥でございます。

質問の前に、1カ所訂正をお願いしたいと思います。地震の震が間違っておりましたので、まず、おわびをしておきます。

議長のお許しを得ましたので、2点について質問させていただきます。

その前に、昨年3月11日に発生しました東日本大震災から1年を迎えるに当たり、犠牲になられた多くの方々の御冥福と、被災された方々の一日も早い復興を心より願う次第です。

さて、質問の1点目ではありますが、町長は、2期目の選挙ではマニフェスト5項目を発表し、当選されたわけですが、任期も早いもので残すところ半年余りになってきました。そこでお聞きしたいのですが、これは、12月議会で赤井議員の質問に答弁もされておるところでございますが、非常に恐縮ではありますが、いま一度お聞きしたいと思ひ質問します。

今期、3年半経過の実績とマニフェストの進捗状況について、また、今後の課題について伺いたいと思います。

次に、10月以降の町長は町民の信託を受けるとすれば、町政続投の意思はいかがでしょうか。時期的に尚早と思う気持ちもあるわけですが、お答えいただきたいと思ひます。

2点目ではありますが、私が12月議会で質問をいたしましたオートキャンプ場の地震計設置のボーリングの件であります。ボーリングも終わり、土質、その他の、その他といいますのは泉源にはかなりませんが、分析結果の報告について伺いたいと思ひます。初予算にないので、期待外れかなと思うのですが、よろしく御答弁の方をお願いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 青砥議員の御質問にお答えをしてみたいと思ひます。

来年度以降の南部町町政運営継続の意思はということでございます。まず、今期3年半の実績とマニフェストの進捗状況について申し上げたいと思ひます。

なお、昨年の12月議会において、赤井議員から同様の質問がございましたので、内容が重複

いたします。その中で重立った項目と、平成24年度に新規に取り組む事業を中心に御答弁を申し上げます。

まず、1点目でございますけれども、人と環境に優しいまちづくりを掲げました。環境エネルギー分野では、地産地消・低炭素型社会への転換を目指すべく、太陽光発電装置の小学校、庁舎への設置や、個人住宅への支援を行いました。また、EVタウン推進事業として、緑水園に急速充電器を設置するとともに、公用車に電気自動車をいち早く導入し、休日に町民の皆様にも体験していただくように工夫して啓発しております。また、4つの保育園の園庭は、保護者会の御協力で、ふるさと交流センターのグラウンドは、地域のボランティアの皆様御協力により芝生化が実現いたしました。また、法勝寺庁舎に木質ペレットだき冷温水器を導入し、カーボンクレジット取引をスタートいたしました。

平成24年度は、カーボンクレジットで得た収入でカーボンクレジットをPRする看板を作成し、南部町における取り組みをPRしていきたいと思っております。

また、これまでも地域振興協議会の御協力を得て5%のごみの削減運動など、減量化を推進してまいりましたが、さらなるごみの減量化を実現するために、平成24年度は、町内全世帯に水切りバケツを配布し、ごみの含水率減少に取り組むよう計画しております。

そして、人権が大黒柱のまちづくりということで、これまでも各種施策を講じてまいりましたが、平成24年度は、町独自に人権・同和教育研究集会を開催し、南部町の人権・同和教育について議論を行い、その学習成果を町内に還元していきたいと考えております。

2点目は、安全・安心のまちづくりでございます。

子育て支援として、毎年2,000万円規模で保育料の軽減に取り組んでまいりました。また、保育リーダーを配置して、困難事例のサポートや保育士の研修などを通じて、幼児期からのはぐくみに力を注いでまいりました。

平成24年度は、2つの保育園を指定管理に出しますが、これにより、非常勤保育士の身分保障、待遇改善を図るとともに、これまでになかった延長保育などの新たなサービスの提供が可能となり、保護者の皆様にも喜んでいただけるものと期待しております。

次に、町民の健康増進についてですが、まず最初に申し上げたいのは、西伯病院において昨年より開始されたアミノインデックス検査についてです。町としても、ライフサイエンス推進事業として、アミノインデックス検査費用を助成してまいりましたが、開始以来、大変好評をいただいているのは御案内のとおりでございます。既に4名の方の早期がんの発見報告を受けておまして、この取り組みの成功を確信したところでございます。

4月からは、町外の方の枠も設けて対応することとしておりますが、平成24年度は、同事業の継続とともに、がん制圧推進事業として、がん検診の住民と企業の実態調査を行い、がん検診受診率のさらなる向上を目指します。

防災関連事業については、これまでも各地域振興協議会へ防災コーディネーターを配置するなど、町独自の取り組みを進めてまいりましたが、東日本大震災や台風12号などの災害を教訓に、平成24年度は、地域防災計画・防災マップの改訂を行うほか、防災行政無線のデジタル化や防火水槽の新設など、ハード事業の整備にも着手いたします。また、水道の安定供給を行うため、旧西伯地区と旧会見地区の水道統合事業にも着手するようにいたしております。

3点目は、教育・文化のまちづくりです。長年の懸案であった西伯・会見小学校の校舎や体育館の大規模改修のほか、今年度は、会見第二小学校の体育館の改築を行いました。また、天萬庁舎を改築し、3階には多目的ホール、1階には図書館を配置することができました。

このように、緊急を要する教育文教施設整備はおおむね終了いたしました。平成24年度は、新たに南部中学校のバリアフリー化改修を行い、安全・安心で開かれた学習空間の確保に努めます。また、町内の小学校に防暑対策として遮熱ブラインドと天井扇を設置し、学習環境を改善させ、町内児童の学力向上につなげます。また、国際社会に通用する人材を育成すべく、中学校区にALTを1名増員配置いたします。

4点目は、産業振興で活みなぎるまちづくりであります。まず、町内商工業の振興のため、プレミアム商品券の発行を支援してまいりました。

平成24年度も、南部町復興応援プレミアム商品券として、商工会が発行する商品券について補助を行います。なお、売上金の一部は被災地へ寄附される予定となっております。

農業施策については、汗かく農業者支援事業やじげの職人支援事業など、町独自の事業を引き続き継続させるほか、平成24年度は、地域に根づくジビエ料理推進事業として、これまで有害鳥獣として扱われていたイノシシを逆に特産品とすべく開発を進めています。

また、林業施策について申し上げますと、先月、東京都港区において、私と日野郡3町の町長さんを含む、全国15自治体の町村長が参加し、木材供給協定に調印しました。この協定は、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」に基づき、都市部における間伐材を初めとする木材の活用を通じて、日本の森林整備を促進し、森林の二酸化炭素吸収量を増大させることにより、国内林業の活性化及び低炭素社会の実現に貢献するためのものです。今後は、本制度を活用し、南部町産材の販路拡大や都市住民との交流促進などを図っていきたいと考えております。

そして、何といたっても、ことしは古事記編さん1300年の年に当たります。この記念すべき

年を盛り上げ、また、再活の町南部町をPRすべく、町ではプロジェクトチームを立ち上げ、さまざまな企画を準備してまいりました。幾つか申し上げますと、赤猪岩神社周辺整備として、売店の設置やトイレの設置など、ハード整備を行うほか、6月には南部町を舞台として古事記を題材とした吉本新喜劇を上演する予定です。劇には町民の皆様にも出演してもらう予定となっておりますので、ぜひ町民の皆様にも参加をいただきまして、一緒に盛り上げていただければと思っております。

5点目は、住民参画で持続する町と地域のまちづくりであります。住民の身近なところで参画できる場として7つの地域振興協議会が設立されました。そして、地域の課題は地域で解決すべく、それぞれに特徴的な活動に取り組んでいただき、大きな成果を上げておられるのは御承知のとおりだと思います。

また、平成22年度より、NPO法人として活動しておられるなんぶSANチャンネルは、テレビで身近な情報を提供し、また、広報の発行業務なども行い、今ではなくてはならない町の情報発信基地となっております。

また、南部町は、ふるさと納税で県内町村で一番多額な寄附をいただいております、その累計額は2,000万円にも上ります。どのような使い道ならば御寄附をいただいた方に喜んでもらえるのか検討を重ねた結果、平成24年度には古事記編さん1300年記念事業に500万円、みんなの桜を守る事業に25万円使わせていただこうと考えております。

また、持続可能なまちづくりを進めるために、行財政改革も進めてまいりました。具体的には、退職勧奨や採用抑制により、合併当時180名程度だった職員数も、平成23年度末には130名を切るところまで削減し、また、町長など特別職はもとよりでございますけれども、職員の皆様にも給与カットに御協力いただき、人件費の抑制を図ってまいりました。そして、投資的事業については、内容の精査・見直しにより地方債発行の縮小に努め、また、繰り上げ償還などを行い、将来負担の軽減に努めてまいりました。その結果、町財政は今後、国が約束を果たし、大災害など特別な財政出動の必要がなければ、確実に持続できる財政状況に改善されてまいりました。

今後の課題については、やはりさらなる財政状況の健全化が上げられます。当町は、健全化判断比率、将来負担比率などの財政指標について、おおむね基準をクリアしておりますが、平成22年度決算における当町の自主財源の割合をあらわす数値であります財政力指数は0.27でございます、この数値は県内町村平均を下回っている状況であります。

また、平成24年度当初予算においても、交付税や補助金などの依存財源が70%以上を占めまして、そういった意味では、国の動向に大きく左右される財政状況にあります。

国の方では、中期財政フレームに基づき、地方公共団体への財政措置は当面維持するとは言っていますが、東日本大震災の復興に多大な財源が必要なこと、消費税増税の道筋が不透明なことなどから、近い将来、地方にしわ寄せが来ないとも限りません。また、普通交付税については、平成26年度で合併算定の優遇措置が終了し、段階的に一本算定に移行していきます。一本算定化の影響額は、平成23年度交付額と比較いたしますと4億8,600万円にも上るわけであり、そのため、今後とも行財政改革を継続するとともに、人口の増加施策、所得向上施策、企業誘致施策などにより、自主財源の確保に努めていく必要があると思っております。

次に、町政運営継続についてでございます。

南部町では、本年10月に町長、町議会議員は任期満了を迎えるわけですが、その選挙への再選出馬についてのお尋ねをいただいたということでございます。

振り返ってみますと、西伯、会見の合併協議会会長として合併を推進してまいりましたが、旧会見町では住民投票が行われるなど、小さな町同士の合併といっても決して平たんな道のりではありませんでした。いろいろと困難な課題もありましたが、皆様のおかげで平成16年10月に50年にわたる両町の歴史に幕を閉じ、めでたく南部町が誕生したのでございます。

合併協議会の会長として、新生南部町のスタートに責任を果たさなければならないという思いで町長選挙に出馬し、当選を果たささせていただき、以来、今日まで南部町の発展のためにひたすら頑張ってきたつもりですが、早いものではや8年目の春を迎えたわけであり、

この間、まちづくり計画に定めた各種の事業に積極的に取り組み、大きな成果をおさめることができたものと喜んでおります。とりわけ、合併の目玉事業でありました天萬庁舎の利活用については、3階に小ホール、1階に図書館を持つ会見地域の行政文化の拠点施設として生まれ変わることとなりました。また、学校施設の耐震補強や改築についても順調に進み、今年度の会見第二小学校の体育館改築工事の竣工で終了いたしました。これだけの大規模投資が次々と実現できたことは、言うまでもなく合併の成果であります。合併してよかったと言っただけなのではないかと思っております。

また、これらの事業を支える財政についても、国や県の支援に負うところが大きいのですが、多くの皆様の御協力で行財政改革を進め、先の見通しのきく持続可能な財政状況を実現することができました。町長として、改めて御協力をいただいた関係者の皆様に深甚なる感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

このように順調に発展してきた新生南部町ですが、今後に向けて課題がないわけではございません。国際的には、TPPに見られるように、グローバル化する社会の中での南部町の発展を考

えていく必要がございます。言いかえれば、ひとり勝ちはあり得ずに、グローバル社会の動向を見定めながら南部町のあり方を模索しなければ発展はおぼつかないということでもあります。

国内的には、大阪維新の会の躍進や、中海市長会などの取り組みに見られるように、国と地方のあり方や地域連携などが大きく変化する時期であり、方向を間違えると取り返しのつかない難しい局面を迎えることが予測されます。加えて、一層の少子高齢化と人口減少社会の進展、福島原子力発電所の放射能漏れ事故から高まりを見せているエネルギー政策の転換、成熟社会へ向けた文化の基盤づくりなどが求められると思います。一方、頼みの交付税ですが、合併算定が終わる平成30年以降、現在ベースで約5億円にも上る削減が見込まれまして、税収の減少と相まって、さらなる行政改革を進めなければなりません。

ざっと考えただけでも多くの困難な課題が予測され、経験があるのでやれるように思っていたくのではないかと思いますけれども、経験に加えまして、先見性を持ち、気力、体力はもとより、根気も元気も人気もなければ務まらない職でありまして、その判断はよほど慎重でなければならぬと考えております。

出馬につきましては、みずからに、ただ自分1人に正直に問ってみるとともに、長年にわたって支持をいただいていた後援会の皆さんの御意見も聞かなければなりません。このような事情から、この場でお答えできない失礼をお許しいただきたいと思っております。

選挙は10月ですが、余り先にならない時期に最終的な判断をして公式な発表をしたいと考えておりますので、いましばらくの御猶予をお願いいたしまして答弁いたします。

最後に、地震計設置作業についてでございます。

初めに、12月議会以降、現在までの状況について御説明を申し上げます。ボーリングの掘削作業は順調に進みまして、1月30日に深度1,030メートルに達しまして終了しました。現在は、場内整備を進めつつ次の調査作業、ボーリング孔の仕上げ作業のための準備など、残務作業を行っております、3月いっぱいまでかかる見込みであります。

議員御質問のボーリング掘削に伴う土質などの調査結果の報告についてですが、現段階では、4月の早い時期に本町より機構に対し業務報告書の開示を請求し、早ければ5月に開示というスケジュールになる予定です。12月議会でも答弁しましたが、開示していただいたデータについては、専門業者に分析などを依頼し、その結果によっては今後の開発計画などに取り組んでいきたいと考えております。

なお、1月31日に中間報告をしていただいた時点では、温泉などの評価に必要な物理的な調査データはありませんので、概略的な話になりますが、ボーリング掘削を行った上では、地中熱

の温度がそれなりに高い層はあったようですが、残念ながら花崗岩層の亀裂や湧水はなかったと報告を受けております。

今後でございますけれども、平成24年度予算により、6月から8月ごろに機構の方で地震計を設置し、その後3年間の地震動の観測を開始される予定であります。そのようなデータを参考に温泉開発に取りかかるとしても3年後ということになろうと思っているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（足立 喜義君） 青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 御答弁ありがとうございました。

なかなか明確な答えは、現時点では出せないということですし、余り執拗に質問はいたしません。逆質問があったときに私も困りますので、その点はやめておきたいというふうに思っております。

先ほど述べられた今後の課題というところで、地域のグローバル化、人口減少についてももう少し詳しくお聞きしたいと、具体的なお聞きしたいと思うわけですが。人口減少策とか、そこら辺について施策をお持ちなら、今までやってきたという部分も含めてお願いをしたい。今ならまだ1万2,000人に届くような人数ではないかなと、私も思っておりますが、人口減少と、その地域がグローバル化によってまた人口がふえるというような可能性もあるのではないかなというふうに思うわけですが、そこら辺について少しお聞かせ願いたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほどの今後の課題の中で、国際的にはTPPに見られるようにグローバル化の中での南部町の発展を考えていかなければいけないということをお願いしたわけでありまして。このTPPの問題については、今、農業の問題が一番大きくクローズアップされておりますけれども、私が聞くところによりますと、農業に限らず24の分野における規制緩和などが同時に議論されるというように聞いているわけでありまして。そのようになりますと、例えば労働分野などにおいては、看護や介護職員などを外国の人にお世話になると、頼るというようなことは当然のように行われていくのではないかと思っております。例えば、現在、西伯病院では看護師が慢性的に不足をしているわけですが、看護師の高い資格を、例えば東南アジアの国々で持っておられる人が我が国の看護師になろうと思っても、改めて試験を受け直さんといけんと。介護士もそうであります。日本語の試験を受けんといけんとというようなことで、非常にハードルが高くなっているわけです。しかし、TPPに加入して、その加入国の中でのその

ような規制を撤廃するというようなことが現実的に行われるようになれば、私はその国の資格をきちんと持っておられれば、他の国に行き働くこともできるようになるのではないかというように思いもしているわけです。要は、規制が緩和されて、そういうことになる。あるいはまた、日本の試験をその国の言葉に変えて試験をするというようなことが当然に考えられるわけでありまして、そういうことになれば、労働力の国と国との間での需給というのは案外容易になってくる可能性もないことはありません。そういうことになれば、決してこのままどんどん人口が減って衰退していくということばかりではないのではないかと考えております。

日本が全体的に人口が減少していくというのは、これはもう必然的なことでありまして、日本だけで考えれば、もうこれは必然であります。これだけ少子化が進めば、人口減少は避けられないわけでありまして、一時的に住宅団地の造成をすとか、さまざまな施策は講じなければいけませんけれども、結局決まったパイの中での奪い合いというようなことになっていくだろうと思っております。やっぱりグローバル化の中で物事を考えていくということでさまざまな困難な課題も新たに來るわけですが、同時に難しい課題を解決するポイントも出てくるというように思いがしているわけです。そういうことで、大きな話をさせていただきましたけれども、人口問題についてはそのような考え方を持っております。

それから、国内的な問題も話しました。国内的には、大阪維新の会や中海市長会の問題も話しましたが、やっぱりただ南部町のみで発展が考えられるというような状況ではなくて、やっぱり横との連携を深めて世界の都市に伍して受け皿となる仕組みというのは、我々として持っていく必要があるのではないかと、このように思っているわけです。

いわゆる外国から見れば東京や大阪はよく御存じでしょうけれども、この田舎の山陰のといってもなかなかぴんとこないわけでありまして、やっぱりこの山陰地方で60万人以上の人口集積する地域がよく連携をして、一つの統一したカラーで世界に向けて情報発信ができるようなことができれば、私はそれはそれで大きなインパクトもあろうと思っておりますし、それがまた人口減少といったような問題に非常に大きなインパクトを与えるのではないかとこのように思っております。

大阪維新の会は、道州制ということを行っているわけですが、道州制に限らず、国や地方のあり方、ガバナンスのやり方について、従来のいいところを生かしながら新たなまた仕組みというものを、この人口減少社会に考えていかにいけんということだろうというように思うわけです。そのようにしながら、暮らしや地域を守っていくという、そういう大きな大胆な構想が、私は、小さな南部町ですけど、描かれないと、この町だけの発展というのではないように思っ

おります。そういう大きな流れの中でさまざまな課題を解決していくと、人口減少にも対応した町をつくっていきたいというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） ありがとうございます。そこで、前回の質問でもありましたが、答弁でもありましたが、南部町の空き家情報というのを把握するよう、人口減少に歯どめをかける意味で、Uターン、Iターンの方を受け入れるというような形で御答弁もあったわけですが、そこら辺の空き家情報についてはいかがなものでしょうか。担当課からお答え願っても結構ですが。

それと、住宅施策の中で、法律による公営住宅法というのがありますが、公営住宅法のハードルが非常に、いつまでも公営住宅となれば枠が外れないというところがあって、入居しにくいというところがあるわけです。といいますのは、収入の関係ばかりじゃなくて、まじめでいい若者がこちらの方に来たいと言っても、なかなか入居のハードルが高くて入れない。給料はあんまりもらってないから入りたいというところもあるのかもしれませんが、そこら辺はいいんですが、家族と住まないといけないとか、いろいろなことがあります。そこら辺が取っ払えればもう一つ人口も若干上がるのではないかなと。かといひましても、枠のある中ですので、そんなにそんなに多くの人口は望めないわけですが、空き家が余り出ないようにするには、公営住宅法というのを一遍きちんと聞いておきたいと思うわけですが、即答はできないかもしれませんが、もしあれだとすれば、わかるとすればその範囲内で教えていただきたいというふうに思うわけですが、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 企画課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。空き家情報ということでございますが、役場の方に直接情報を提供していただいているという情報のことでございますが、現在、32軒の情報を寄せていただいております。ただ、不動産業者の持っておられる情報と重なっているものもございますが、32軒を寄せていただいているところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。公営住宅は、御存じのように、確かに一応独身者というのは入れないようになっております。全国的なといいますか、そういう法律でございますので、なかなか町の方でそれを、南部町だけでそれを外すということにもなりませんので、別の、他の町では、独身者用のまた住宅というようなものを、これは公営住宅というわけじゃないようなんですけども、考えておられる町村もあるように聞いております。そういうことで、ま

た公営住宅とは直接関係しないんですけども、施策はあるんじゃないかなというふうには考えます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） その公営住宅法というのが南部町だけ変えられないと。変えられないのを変えるのが南部町ではないかというふうにも思いますが。そこら辺のいい具体的な策はないと思いますが、例えば、何十年もたってほとんど価値のないものが、いつまでたってもそういう形で残るとというのは、何か国の法律もおかしいんじゃないかなというふうに思いますし、何かの形で、払い下げという手もあるんでしょうが、そういうことができるのであれば、その中でその枠を外すということも可能な部分が出てくるんじゃないかなというふうに思います。試行してみることはいいことだと思いますので、そういうところも考えて、やはりきちんとした空き家政策ばっかしじゃなくて、きちんとした住宅がいつでもごろごろあいてるということがないように、今はないと思いますけども、していただきたいというふうに思います。

それと、先ほどの、企画課長言われましたが、空き家の一戸建てにかかわらず空き部屋の情報というのを、やはり何らかの形で見せていただくと。例えば、広報とかで周知してもらおうというようなこともあるでしょうし、してあるかもしれませんが。あったら失礼で、申しわけありませんけども。そういうところで、やはりそういう情報も発信しながら、なおかつ固定資産の減税とか、いろいろな形を併用しながら人口増加策をとっていただきたいなというふうに思うわけです。人口がふえなければ何もならないというところも、どうにも町が立ち行かないというところもありますし、今の人口減からいえば、非常に手の届くようなところにあると思いますので、これが加速して、もう1万人を切るというようなことになれば何をしても届かないということになるわけですし、そこら辺の施策をもう少し、私が具体策があって言うわけではないですが、今言いましたようなことも加味に入れていただいて、南部町の恒久的な発展を願っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いろいろ述べたいことはありますけども、通告から外れてしまいますので、この辺でやめたいと思いますが。先ほどの町長の今後の考えを聞いたわけでありまして、やはりなるべく早いうちに自分自身の考えと支持者の方々の考えをまとめていただいて、続投の意思を示していただきたいというふうに私は思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で、8番、青砥日出夫君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 続いて、12番、秦伊知郎君の質問を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 12番、秦伊知郎です。議長のお許しを得ましたので、通告どおり3点につきまして質問させていただきます。御答弁の方をよろしくお願いいたします。

まず最初に、古事記編さん1300年の記念事業について伺います。

古事記編さん1300年の年、各地で記念の事業、イベント等が開催されます。古事記の原文は文庫本にすれば100ページ弱、そこに、国土の始まりから天武天皇にとって曾祖母の代に当たる推古天皇までを、ほぼ同量ずつ3巻に分けて記しています。上巻は「神々の物語」、中巻は人の代になりますが、神との交流も多く、「神と人の物語」、下巻は神々から解放された「人の物語」です。

上巻では、出雲神話が約3分の1を占め、中でも大国主の神を主人公とする物語は4分の1に及んでいます。古代の日本列島に統一政権を打ち立てた大和朝廷がそれほどのページを割く、出雲には強力な王権があったとされています。出雲大社の祭神、大国主の神は、スサノオの6世の孫で5つの名前を持ち、神話では大己貴として登場しています。異母兄の八十神から迫害を受け殺され、その都度蘇生しますが、最初の場所が伯耆の国手間の山で、今の南部町だとされています。関連する史跡として赤猪岩神社、神社本殿裏の岩座、清水井などがあります。

出雲神話の国島根県では、2010年から「神々の国しまね」プロジェクトを立ち上げ、2012年、ことしであります。12億円を投入し神話博しまね、これは7月21日から11月11日までです。をメイン事業に、京都や東京でのシンポジウムの開催、10月から12月に鳥取県、JRと取り組むデスティネーションキャンペーンと連動し、全国に出雲神話の世界を売り込む計画であります。また、出雲大社周辺の観光客を、神話博の期間中は例年より50万人多い140万人との目標を掲げておられます。米子市観光協会は、神話ゆかりの地を訪れる観光客がふえるとの予想から、鳥取県と連携しプロの神話ガイドを養成するとしています。

町でも、赤猪岩神社周辺の町道、歩道、駐車場の整備、PR大使に吉本興業の芸人、ユウトさんを任命、再生と活性化、再活をコンセプトに地域資源の活用と観光や地域の活性化を図るべくさまざまな事業の計画があるとのことですが、具体的な内容についての説明を求めます。

神話ゆかりの地は来年以降も観光素材として有望視され続けると思いますので、他の地域との連携が必要と考えます。ホームページの中に山陰大国主ゆかりの地として白兔神社、大神山神社、赤猪岩神社、清水井、母塚山、粟島神社、美保神社、出雲大社、稲佐の浜を連携する観光ルートが紹介されています。町内のルートでは、赤猪岩神社、清水井、母塚山、緑水園、板祐生出合い

の館が紹介されています。

神話博しまねに鳥取県が、また我が町もブースを出展する計画もあるとのことでもあります。一過性のイベントとして終わらせないために、他の地域との観光ルートを含めさまざまな連携が必要と考えますが、どのような構想をお持ちなのか、また、考えを持っておられるのか伺います。

次に、定住化対策について伺います。

人口減少化に対しての定住化施策についてであります。合併時、平成16年の9月末の人口は1万2,242人でしたが、23年12月末では1万1,732人と510人の減であります。旧会見町は円山、福里団地、旧西伯町は米子ニュータウン、四季、フォレスト、田園ハイツ等、民間活力による団地造成が定住化対策に大きな貢献をしてまいりました。

出生率の低下による日本の人口構成が大きく変化する中、我が町のみ人口が増加する状況は考えにくいと思いますが、人口が1万2,000人を下回れば、交付税の減額約5,000万円との説明もされています。また、住民税の減収も考えられますので、定住化対策は急務だろうと考えます。

24年度、議会から町政に対する要望事項として、定住化対策を推進し人口減少化に対する施策を図りたいと要望いたしました。回答として、定住化対策や人口流出防止は町政の根本をなすもの。住環境の整備、行政全体の施策が定住化への判断材料となる。対応する施策として、1、町有地を活用し、民間活力を利用しながら若者定住住宅の検討。また、民間活力による住宅団地の取り組みを進めたい。2番目に、近年空き家が多く見受けられる状況となってきた。空き家の賃貸等に関する情報や相談ができる施策を検討。3番目に、従来ある定住促進奨励金制度は効果が大きい。周知の徹底を一層図り、さらに進めたいとの回答がありました。

24年度、それぞれの施策をどのように進めていかれるのか、定住化対策に目標等を定めておられると思いますので、具体的な説明を求めます。

次に、高齢者共同ホームと居場所づくりの事業であります。

2月1日の日本海新聞の記事によると、県は高齢者や障がい者が、生活支援を受けながら住みなれた地域で暮らし続けることができる共同住宅、地域コミュニティーホームを新年度から県内で試験的に導入する方向で検討に入った。経済的に有料老人ホームや高齢者向けの住宅への入所が難しい人でも利用できるように、安価な利用料に抑え、地域での人間関係も維持できる新しい高齢者住宅のあり方を模索する。また、比較的元気な高齢者を対象とした介護予防対策として、地域の住民団体が高齢者に配食などのサービスを提供する場所を確保する居場所づくり事業もあわせて検討中とありました。

地域コミュニティー事業は3年間、居場所づくり事業は2年間、県と市町村が運営費を支援する。24年度の当初予算が各議会で可決された後に、市町村を通じて事業を行う住民団体を公募するとのことであります。

これらの事業は、2035年には県内の75歳以上の人口が約3割増加する見込みと予想されていますから、地域における高齢者介護や生活支援のあり方を考えておきたいとの発想で生まれたとありました。

町に対して事業内容の説明があったと思います。具体的な内容とどのように対応されていかれるのか説明を求めます。

以上で壇上からの質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 秦議員の御質問にお答えしてまいります。

最初に、古事記編さん1300年への取り組みでございます。

本年は、日本最古の歴史書「古事記」が編さんされ1300年目の記念の年に当たります。近年、壮大なスケールで描かれている古事記について、多くの方が興味や関心を持たれ、古事記の中に登場する場所はゆかりの地として注目を集めています。

古事記は3巻から成る書物ですが、上巻（かみつまき）には、この山陰地方がたくさん書かれています。南部町にも大国主命の再生神話が伝わる地、赤猪岩神社を初め、手間要害山、清水井、母塚山など、古事記神話にまつわる伝承が残る地が町内各所に存在しますので、古事記編さん1300年をきっかけに町内に存在する史跡や伝承を地域の資源として活用するために、昨年度より環境整備や情報発信に取り組んでおります。

今年度は、町のイメージアップを図るポスターの制作や機運の醸成を目的とした講演会の開催、幅広い年齢層にアピールするために、漫画イラストポスターによる広報を行ったイラストコンテスト、土産品の開発支援などを行ってまいりました。また、新年度に向けて、観光担当部署以外の課とも連携をとり、プロジェクトチームの中で古事記編さん1300年記念に係る事業の計画を考えてまいりました。

新年度におきましても、来訪者の増加による観光振興や地域の活性化を目指し、次のような事業を計画しております。

ゆかりの地の周辺整備。現在、町道赤猪岩神社線の拡幅改良工事を行っておりますが、道路の整備に伴い周辺に駐車場も整備し、大型バスが赤猪岩神社付近まで来ることが可能となりますので、来訪されるお客様に利用していただく土産品や特産品を扱う売店やトイレを整備したいと考

えております。売店については、地元の関係者の方々に概要を説明し、施設の運営や管理についての御協力を御検討いただいているところです。

また、道路の拡幅により、進入路に設置する案内標識やゆかりの地の案内看板も必要です。現状を確認し、改修または新設をいたします。

2点目に、イベントの実施であります。計画しております売店やトイレの施設の完成にあわせ、オープニングのイベントを行いたいと考えております。

また、記念講演の開催や教育委員会と連携しキャンドルナイトの実施、米子市観光協会と連携したマラニックの開催。マラニックといいますと、マラソンとピクニックを合わせた造語でございまして、タイムを競争するのではなくて、それぞれのペースで参加するスポーツ、レクリエーションイベントのことを言うわけでありまして。そういうマラニックの開催を考えています。

また、板祐生記念館で行う古事記を題材に制作された絵画展の開催、吉本興業による古事記をテーマにした新喜劇の開催などを考えております。特に新喜劇には、町民の方々の舞台参加も予定し、皆さんで楽しく古事記1300年をお祝いしようという気持ちで事業を進めております。

3点目に情報発信でございます。古事記1300年を機会に、全国に南部町をPRする目的で、既存のホームページを活用し、これまでも増して積極的に情報発信を行います。また、再活の町南部町のロゴを入れた封筒の作成や、既成の古事記関連漫画本の帯に南部町の古事記についての紹介文を入れてもらい、ふるさと納税で御寄附をいただく皆さんに送付させていただきます。御寄附くださる方は全国各地におられますので、広く南部町と古事記のかかわりをPRできるものと思います。

4点目に記念商品の作成でございます。町内企業である鳥取グリコ様に御協力をいただきまして、古事記編さん1300年記念南部町限定のお菓子を作成していただきたいと思っております。

以前、合併5周年に作成した南部町限定カレーも大変好評でしたが、今回はビスケットを作成し、来訪される皆さんに土産品として購入していただきたいと考えております。パッケージだけでなく、中身についても、例えば古代米などを配合したオリジナルの製品にならないか御相談をしているところであります。

次に、観光振興の点から他の市町村との連携の計画についてのお尋ねでございます。

観光客のニーズは、1カ所ではなくて周辺広域を含めたより広く多彩な観光になってきております。特に、古事記編さん1300年ゆかりの地は、鳥取県から島根県にわたる広い範囲に点在しておりまして、興味を持たれる方は複数の史跡めぐりを希望されるそうでありまして、したがって、議員の御指摘のとおり、自分のところの観光振興だけを考えるのではなくて、広域的に

連携を図り、お互いの観光振興につなげる工夫が不可欠になります。

鳥取県内には、古事記ゆかりの場所がたくさん存在しております。西部地区の市町村は、県民局を交えた観光連携の会で、連携について検討していくことになっております。先ほど、事業計画の御説明の中でも述べましたが、米子市観光協会との連携で、6月にマラニックの開催を予定しております。詳細はまだ未決定ですが、可能であれば地域の皆さんに御協力を仰ぎ、参加者をもてなし、南部町のPRに活用していきたいと考えております。

また、昨年、島根県庁にございます神々の国しまね実行委員会を再三訪問いたしまして、連携のお願いや情報の共有に努めております。島根県では、出雲神話を中心に観光振興を進めておられますが、南部町に伝わる大国主命の再生の物語がなくては出雲神話に結びつきませんので、赤猪岩神社は重要なポイントの一つであることから、島根県が作成した出雲神話ゆかりの地マップに南部町の赤猪岩神社を掲載していただきまして、ホームページのリンクも張らせてもらいました。

また、昨年の生涯学習作品展では、広報用パネルを借用し、情報発信に活用させていただきました。新年度も引き続き、県を越えて連携を図り、島根で開催される神話博に会場されるお客様に南部町にも立ち寄っていただけるように工夫してまいります。

このように、県内外の自治体、団体と連携を図り、より充実した情報発信やイベントの企画を計画していきたいと思っております。

ことしの秋は、JRでも山陰地方を中心にしたキャンペーンが実施されますので、全国に向けたアピールが重要と考えます。

712年に完成をしました古事記を初め、今後、720年に日本書紀、733年に出雲風土記の完成記念と、10年、20年、それ以上にわたってこの山陰地方に関心を寄せていただく機会がふえると思っております。地域の資源として大切にされてきた伝承を後世に伝え、元気のあるまちづくりに活用できるように、何よりも地域の皆さんと連携して事業を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、人口減少に対する施策でございます。

南部町の人口は、平成16年10月1日の合併時には1万2,323人でしたが、平成24年1月31日では1万1,727人、596人の減少であります。一方、南部町総合計画にある人口推計では、平成28年には人口が1万1,856人と見込んでおります。これらを比較すると、既に推計値よりも現状が落ち込んでいることから、何らかの定住対策や人口の流出防止策をとる必要があると考えます。

これらの施策は、町の施策の根本をなすものであり、住環境の整備のみならず、行政全体の施策が総合的に相まって定住化への判断材料となると考えます。

町有地を活用し、民間の活力を利用しながら若者定住住宅や住宅団地を検討してまいりたいと考えています。現在、企業数社にコンタクトし、町有地の情報や適地と思われる候補地をお伝えしまして、南部町に合った御提案をお願いしているところであります。具体的な御提案が出次第に、定住施策として改めて議会へ御提案したいというように考えております。

次に、定住促進の奨励金についてであります。議員御承知のように、定住促進奨励金制度は、旧西伯町において平成12年に、人口増加と若者の定住化によって活力あるまちづくりを推進するために創設されまして、南部町にその制度を引き継いだものであり、町内に新たに土地及び家屋を取得された方を対象に、5年間、固定資産税相当額を定住促進奨励金として交付しております。平成22年度には、年間約108件、822万9,100円を交付しておりまして、皆様から喜んでいただいているところです。

この定住促進奨励金の活用につきましては、平成12年からの累計は、平成24年の2月の28日現在、町内転居が57件、県内から転入120件、県外からの転入30件となっております。定住への効果が非常に大きいことから、より一層周知徹底を図り、定住化のツールとしてさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、空き家対策についてであります。現在、町では、空き家に関する物件情報を収集し、お問い合わせがあれば物件を紹介しております。お問い合わせではほとんどが賃貸希望でございます。しかし、本町の実態を申し上げますと、空き家は確かに多くなってきておりますが、まだ仏壇がある、物置として利用しているので貸すことができない、水回りの修繕が必要であり、改修してまでは貸せない、などの要因で貸し手が少ないというのが実態でございます。

また、大阪で開催された、鳥取県関西本部主催の移住定住相談会に本町も参加をいたしまして、相談を受けてまいりました。やはり、その中で多いキーワードは、賃貸、安心・安全、医療、教育、雇用でありました。また、相談者は大山周辺でのんびりと暮らしたい、海の近くで暮らしたいという方がほとんどで、南部町自体を知らない方ばかりでございました。南部町も米子市へは車で15分、大山や海へは30分と説明すると、改めて興味を持たれるといった感じであります。立地としては、都市と田舎のよいところが我が町南部町にはありますので、こういった魅力をアピールして定住につなげたいと思います。

キーワードと本町を照らし合わせて考えますと、賃貸以外のものは合致していますので、賃貸等の情報を随意提供できるホームページでのシステムを構築することで「みえる住宅情報」の提

供や、町内の多くの賃貸物件の情報を持っている民間不動産業者との連携体制を図り、民間活力を活用し、協働して定住化につながる仕組みについて検討を進めてまいります。

最後に、高齢者の共同ホームについてであります。

御質問の事業ですが、本年2月1日、日本海新聞に取り上げられておりましたので、内容については御存じの方がいると思います。これは、鳥取県が24年度より行う鳥取型地域生活支援システムモデル事業の地域コミュニティホーム事業及び居場所づくり事業でございます。

まず、地域コミュニティホーム事業の方から御説明申し上げます。

高齢者や障がいのある方が可能な限り住みなれた地域で暮らし続けることができるように、地域住民の力を活用し、高齢者や障がいのある方の住まいを確保するとともに、地域の支え合い体制づくりのきっかけとするため、鳥取県内3カ所においてモデル事業として実施するものでございます。実施主体は、地域住民が参加する法人、または団体とし、1カ所当たり1,200万円の事業費のうち3分の2を県が、3分の1を市町村が負担するものであります。

既存の空き家や民家などを利用し、バリアフリー化や交流スペースを整備することで家賃を安価に設定し、必要な医療・介護サービスは公的なサービスを利用しながら、掃除や運営などは地域住民で行うことで、長年暮らしてきた地域から離れることなく、高齢者や障がいのある方の住まいを確保するためのモデル事業でございます。

次に、居場所づくり事業でございます。こちらも、実施主体は地域住民が参加する法人、または団体とし、県内3カ所をモデル事業として実施するものであります。1カ所当たり200万円の事業費のうち、2分の1を県が2分の1を市町村が負担するものでございます。

本町でも、地域住民の方が主体となって72カ所で月1回から2回、いきいきサロンを開催しておられます。このような活動がある程度常設的な居場所となるように、また、配食サービスや訪問活動を組み合わせによって、自宅に閉じこもりがちな高齢者の方も地域とつながっていけるような仕組みづくりを推進していくモデル事業でございます。

県議会での当初予算案が可決され、3月末には県から実施要綱などが示されると聞いております。南部町で先進的に取り組みたいと考えておりますので、早目の対応で実施団体を募りたいと思います。その折には議会にも御相談を申し上げたいと思いますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 3点につきましての御答弁、どうもありがとうございました。

古事記1300年の年に、当町には赤猪岩神社、それに関連した史跡があるわけではありますが、

それを県外、町外に歴史的な資産としてPRして町内のイメージを高め、交流人口等、あるいは来町される方をふやしていこうという考え方でありますので、非常に結構なことだろうというふうに思います。

この古事記1300年に向かっていろんな雑誌等、あるいは書物等が発刊されています。一番最新号の「一個人」という雑誌なんですけど、この中に手間の山、伯耆の国手間の山という形で紹介されています。鳥取県西伯郡会見という形で出ています。これらの、こういう形の雑誌の中ですごく古事記1300年、古事記を取り扱っておりますし、そこには必ず赤猪岩神社が出てくるわけでありまして。黙っていても全国的にPRをしていただいております。それをいかにこの地がうまく活用して地域のイメージを高めていくか。それがやっぱり一番の戦略だろうというふうに思います。町長の方で4つほどの事業を述べられました。周辺の道路等を含めた整備、あるいはイベントの計画、情報の発信、商品の作成、それが今年度の予算として事業費としては約2,000万円ぐらいでしたかね。それから、吉本興業のイベント、400万円ぐらいでしたかね、上げられています。しかし、その内容を見ても、事業費として上がった1,900万円の中には、トイレと、それから売店の整備で約1,000万円。それから、グリコの商品で約300万円ぐらい。そうすると、残りが600万円ぐらいなんですね。それに看板とかいろんなものをしますから、だから、実際使われる、PRの発信して使われるようなお金は少ないような気がしますが、その辺についてどのような考え方の中で予算編成がなされたのか、それについて、ちょっと企画課の方で御答弁できればよろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 予算が約2,000万ということでございます。この中で、PR事業、PRにつきまして、いろいろ看板だとかというのがございますし、オープニングのイベント、記念イベントがございます。それから、看板の設置だとかというものもございます。それから、古事記の絵画をかいていらっしゃいます、大阪在住でございますけども、小灘先生、これ、日展の評議員をされておられる方ですが、神話をモチーフにされております方でございます。この方の絵画展を板祐生の記念館でも開催をするというようにところを計画してございます。ハード事業よりも、ハードはお金がかかるわけですが、そういうソフト事業を通じながらPRに努めていきたいというように考えておるところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 限られた予算の中ですので、十分効果ができるように考えて事業を展開していただきたいなというふうに思います。

それと同時に、日本海新聞でたまたま2週間ほど前に、「新・中海圏のあす」ということで、観光振興というので連載して記事を出していました。その中を見ますと、町長の方はしまね博の事務局等を訪ねて、何回も訪問してコンタクトをとというようなお話がございましたが、新聞の記事によりますと、非常に鳥取県と島根県、県境を境にして連携がうまくいってないというような記事が書いてありました。特に島根県のいろいろな史跡を回る観光ルートのバス等が県境と同時になくなって、鳥取県の方には全く来ないと。その辺の現状についてはどういうふうに認識をされておられますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） どのように認識しているのかということですが、私どもから言えば、全く遺憾な話だなというように思っておりますが。歴史的に県境問題などに端を発して、鳥取と島根は全国的にも有数の犬猿の仲の県でございました。それが近年、知事さんの交代などによって今は非常にいい状況に改善されてきているわけですが、そういう中で、急に連携がうまくやれといっても、なかなかこれは難しいのではないかなという思いがいたしております。

ただ、南部町については、これはもう全くそういう意識はないというように思っております。この地域の皆さんはみんな、例えば正月には出雲大社にお参りなさるとか、そういうような出雲文化圏の影響を非常に受けているわけですし、私個人としては、これはもう全く違和感はございません。島根の方にも親戚もあったりして、違和感はないわけですが、県という一つの行政体になれば、やっぱり過去の流れを引き継ぐわけでありまして。県では職員の交流やいろんなことを通じて一つ一つまた新たな交流の軸をつくっていかうと努力をなさっておりますので、この古事記について急に連携連携と声高に言っても、これは一遍にはうまくいかんということだろうというように思っております。

ただ、さっきも言いましたように、赤猪岩神社を抜いては大国主が再生しないわけですから、担当者の方が何度も島根の方に足を運びまして、島根の観光パンフにちゃんと鳥取県の赤猪岩神社を、南部町の赤猪岩神社を載せていただいております。妻木晩田は載ってないわけです。したがって、やっぱり努力しただけのことはあったというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） なぜこんなことを質問するかというと、やっぱり歴史的なストーリーの中でこそ初めてこの赤猪岩神社というのが生きてくるという思いからなんです。この赤猪岩神社で大国主命がこの手間の山、要害山と言われてますが、ここで赤い火のついた岩を転がされて焼け死ぬというストーリーは、その前がありまして、これは因幡の白ウサギのお話がこの八

上姫との八十神を交えた中での、ウサギが結局ささやく中でこの次の物語があるわけです。ですから、古事記の歴史的な物語の中に緑水園が入ってきたり、板祐生記念館が入ってきたりするの、それは難しい。つまり、流れの中でこそ初めて観光客というのは興味を引くわけです。そういう発想からすると、島根県とのコンタクトがなければなかなかこの赤猪岩神社も生きてこない。町長が先ほど、パンフレットの中に赤猪岩神社のイラストが、あるいは写真がということでありますので、十分どちらも認識されて物語を実証しようとしてるわけです。ですから、それをうまく利用して観光ルートをつくっていく。あるいは、つくった上に乗っていくというような努力が必要であろうというふうに思っているからこういうお話をさせてもらってるわけです。

白兎海岸に比べたら、この南部町は出雲の国に近いところにいるわけですね。ですから、観光ルートの中に乗れるという思いもありますので、ぜひその辺を努力をして、物語の中の一つとして重要な位置を占めているわけでありますので、一緒になってやっていっていただけるような努力をぜひやっていただきたいなという思いです。

それと、少し話が飛びますが、米子市は今回の1300年に向かってガイドの養成というのをやっておられまして、つい先日の新聞にもその記事が出ていました。町内にもガイドの会というのがありますが、その辺の連携というのはどういうふうになっておりますでしょうか。それについてよろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。南部町のふるさとガイドの会の皆さんのことだと思っております。ふるさとガイドの皆さんは、古事記にかかわりまして赤猪岩神社にかかわります古事記にかかわりまして、米子におられます多羅尾先生をお呼びされまして勉強会も開催をなさっておられます。そして、米子の観光協会の主催でございます神話ガイドの養成講座にも、南部町におられますふるさとガイドの会員の皆さんも参加をされているというように聞いております。勉強されていらっしゃるし、大変その活動をされているということでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 実は、昨年暮れに南部町ガイドの会の皆様、これは法勝寺の藤田さんと諸木の岩田さんでしたが、ガイドをお願いして、赤猪岩神社を五、六人で訪問いたしました。そのときにいただいたのが、赤猪岩神社清水井説明資料、ガイドの会が発行した説明書です。自分たちの手づくりでつくっておられます、非常に温かい内容の説明資料でありました。しかしながら、今回の予算を見ますと、そのガイドの会に対するこういう支援は項目的には上

がっていません。もし違ったところで計上されていたら大変失礼な質問ではありますが、やっぱりそういうところにも少し、少しというより重点的に、努力を今までされてきたところにも配慮が必要ではないかなと思っていますが、なぜ予算的に計上されていないのでしょうか。そういうところは、どうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 予算的には計上しておらないというふうに思っております。会員の皆さんの会費で運営をされているところでございます。そういう資料的なものや、あるいは勉強されての経費、謝金等々、そういったものが必要がありましたら、その旨検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 誤解されると困りますが、これはガイドの会から決して言われてしゃべってるわけではありませんので、その辺は誤解しないようにしていただきたいと思っております。本当にボランティアで頑張っておられます。そういうところにもやはり、いろんな面での配慮というのはやっぱり必要ではないかなという思いからしゃべっているわけでありまして。

それと、もう一つ、赤猪岩神社と同時に、清水井のお話もたくさんされます。現場を思い起こしていただければわかるように、清水井というのは大塚さんと庄倉さんの家の間にあります。どれぐらいな来訪者があると予測されているかわかりませんが、もし仮にバスで来られて、清水井を見学されるというような状況が起きると、とても駐車場がありませんので、周辺の方は迷惑をかけるようになります。そこの辺の配慮というのはどういうぐあいに今考えておられますか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 清水川からの清水井の御来訪につきましては、来客のことにつきましては、駐車場を整備しているというわけではございませんので、県道側から歩いて行っていただくと。そして、清水井の方からまた赤猪岩神社の古道を整備しておりますので、そちらの方に回っていただくというんでしょうか、探索をしていただくというようなことを考えてございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 別に駐車場をつくれと言ってるわけではありませんが、近所の住民の方に十分な御配慮というのをしていただきたいなと思います。県道から、今は町道になりますけど、町道から現場まで行くのには田んぼのあぜ道みたいのところを歩いて行くような格好に、県道側の方からはなりません。それか、大塚さん宅の家の前の道を通るかというような格好になり

ますんで、そこの辺は十分な配慮というものを、バスがたくさん来てから地元の方に御了解を得るというような格好ではなかなか難しいのでありますので、集落等に出かけていってきちんとした説明等をされて、事故がないように万全な対策をとっていただきたいなという思いがしています。

とりもなおさず、古事記1300年の年にいろんなイベントが行われるということは、我が町にとってはすばらしいことだろうと思います。観光協会、あるいは地域の住民の方、あるいは振興区の方、いろんな方にお世話になりながらこの事業を展開していくわけでありますので、十分な配慮、十分なお願いをしてぜひ成功裏に事業が完結しますようお願いしたいと思いますが、それと同時に、非常に貴重な歴史的な遺産でありますので、これが一過性で終わってしまうということはないと思いますが、来年度以降、将来的にはこれをどのような形でつなげていこうというふうに考えておられますか。たまたま青砥議員の質問の中で、町長の出馬表明がされませんでした、当然来期もやられるというふうに考えておりますので、その点も含めて継続的な事業としてこの赤猪岩神社を取り巻く観光事業を守り立てていただきたいなと思いますので、将来的にはどういうふうに発展させていこうというふうに考えておられますか。その辺、もし構想がありましたらよろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほどの答弁でも申し上げましたように、この1300年を一過性のものに終わらせてはいけません。今後、日本書紀、それから出雲風土記といった歴史的な国書の編さん年が次々とやってくるわけであります。したがって、私は、この1300年というのを機会に、神代の時代から続いたこの南部町というものを、住民が心を一つに誇りに思って、そして新しいまた歩みをスタートする、そういう年にしたいというように思っているわけです。それは当然、今後の、先ほども申し上げましたように日本書紀や出雲風土記や、そういうことへつながっていくわけですけれども、ことしを、そういう心一つに誇りを持って歴史にゆかしい町であるというようなことを共通の価値観といいたしまししょうか、アイデンティティーとして持って、新しい南部町のイメージとしてスタートをすべきではないかというように考えているところであります。

そういう意味で、島根も一緒なんですけれども、連携して一過性の取り組みに終わらせずに、これを未来へつないでいくということが何よりも大事なことだろうというように思っております。子供さんからお年寄りまで挙げてこの年を祝って、新しいスタートにふさわしい年にしたいというように思うわけです。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） ありがとうございます。先ほど、企画課長のお話の中で、多羅尾さんという名前が出ました。日本海新聞の中海圏のあすという中で彼はこういうぐあいに述べています。彼は、高校時代の同級生でありますので、彼はこういうぐあいに述べています。観光客は神話の舞台を見て古代ロマンを楽しんで、地元の人々は地域の歴史に誇りを持ってというぐあいに彼は書いています。まさにこのとおりだろうというふうに思います。地域に非常に貴重な歴史的な遺産があるということは、我々地域の人たちが誇りに持って、それを全国に発信していく、ぜひこの事業、あるいは来年度以降の取り組みが成功しますように、みんなで力を合わせてやっていきたいなというふうに思っております。

続きまして、定住化対策について伺いたいと思います。議会要望の中に答弁として3つの項目を上げて答えていただきました。壇上でも申し上げましたように、一つが団地造成の可能性、2つ目が空き家の情報対策、3つ目が定住化促進奨励金でありました。

町長の方から、団地造成については町内の候補地を上げて打診中というようなお話もございましたが、なかなか人口が増加しない、あるいは景気が低迷する中で、なかなか業者の方も宅地造成、あるいは団地造成に踏み切るといのはなかなか難しい状況であろうかと思いますが、近年、この南部町は、旧西伯側の方になりますので大変失礼なことになりますが、新しい複合型のショッピングセンターの構想もありますし、それから、バイパス等の完備、非常に立地的あるいは条件的には恵まれた地域になってきました。そして、土地代は非常に安価ということでもありますので、可能性はないわけではありませんので、ぜひそういう努力をしていただきたいなというふうに思います。

それから、空き家、アパートの情報対策であります。確かに近年、32軒でしたか、空き家のお話があるということでありました。なかなか空き家を貸すというのは、町長のお話の中で、仏壇等があるし、それから、改修までもして貸せないというようなお話がありました。倉吉市はなかなかおもしろい事業をやっておられます。ちょっと紹介しますが、県外から移住する人を対象に、住宅取得補助制度を新設されております。これは、新築時に50万から100万円、空きバンク活用時には65万から100万円の補助をしています。この空き家を貸したい人は、空きバンクというところに登録する制度だそうです。そして、この空きバンクの改修、登録物件には最大65万円の補助が出るそうでありました。そして、改修費も35万円出るそうでありました。そして、新築の住宅は、単身住宅には最大50万円、夫婦、子供、複数の場合には、15歳以下の子供1人につき10万円加算されて、最高100万円までの補助金を出すということでありま

す。

物やお金を与えて人を呼び込む方法というのは余り好きではありませんが、しかしながら、他の市でもこういうことをやっておられます。そして、インターネットを広げてみますと、いろんな市町村でいろんな事業があります。空き家をもし借りていただくならば、改修費等もやっぱり見なければならぬような状況になるのではないかなと思っていますが。空き家施策について、もう少し突っ込んだ御答弁を企画課長の方で持っておられましたらよろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。空き家の活用というんでしょうか、そういった仕組みでございます。

空き家情報の、まず提供を受ける、そういった仕組みがもうちょっと情報収集の仕組みは必要なのかなということもございまして、この情報の周知を、いわゆる掲載をする、皆さんに知っていただくというような仕組みももうちょっと工夫が要るのではないかなと思います。

まず、そういう空き家があると。空き家があいているのでだれか使ってもらえないかというような情報を、今、個人的に受けている。あるいは、振興協議会などを通じて情報収集をしているところでございまして、なかなかその情報というものも限られている。32軒というようなことを申しあげましたですけども、これもすべてがすぐにあいているので使ってほしいというような情報ではございませんので、そういう、まず情報を収集ができる、情報を伝えていただくような仕組み、情報収集の仕組みをまず必要ではないかなと思います。その中で、さまざまな、あいているけども貸すことができない条件があります。その中では、修繕が必要だということもございまして。そういった、多くはございませんけども、修繕が必要だというような声に対しては何らかの仕組みを今後検討していかなければならないかなと思っています。

もう一つ、その情報を、では借りたいというような方への情報の周知のシステム。これ、不動産業者が行っております不動産情報がございまして、そういったものとも連携しながら、あるいは、町のホームページを使いながら情報の周知、掲載というようなことも検討してまいらなければならないのかなというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。空き家、空き土地の活用というのは、不動産業者の方に任せておけばなかなか難しい面もあります。どこまで町が関与していいのかどうか分かりませんが、東西町あたりを見ましても、建物が建たなくてあいている土地がまだまだたくさんあります。そういうところに、駐車場で困ってる方もおられますので、町がどこまで関

与していかどうかわかりませんが、町が間に入れば駐車場としても貸してもいいよというような方がおられるかもわかりません。また、町が間に入れば、空き家でも貸してもいいよという人がいるかもわかりません。個人の財産ですので、それに関与できるかどうかというのはわかりませんが、そういうシステムを考えていかなければならないのではないかなというように気もしておりますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。いわゆる定住を希望される方の一番大きな問題は、いろんなことが、雇用の場だとか、あるいは環境だとか安心・安全だとか、いろんなことが言われておりますけども、一番ポイントはやっぱり住む家なんですよ。いきなり多額な資金を投入して資産を購入して住むというようなことには、これはならないそうでありまして。やっぱり住む場所が確保されると、やっぱりそこを拠点にしてまた仕事を探したりいろんなことが発展していくというぐあいにいろんな調査もんで明らかになっております。したがって、この空き家というのは、そういう意味では非常にいいのではないかなというように思っておりまして、先ほど、倉吉の紹介もされましたけれども、そういうことも含めて検討していかなければいけない課題だろうなというように思うわけですが。さっきも申し上げましたように、南部町では自己所有のおうちが非常に多くて、人に物を貸せる、家を貸せる、使っていただくというようなことがなれていないといいたいまいしょうか。したがって、そこにやっぱり御指摘のように公的な関与、役場に貸せえだ。役場に貸せれば安心だろうと。そこから先は、役場が責任を持って利用していただけるというようなシステムをつくれば、これはもうちょっと流動化してくるのではないかなというように思っております。

それと、私、行政の中でどこまでやっていくのかというのは絶えず、何といいたいまいしょうか、慎重にやらざるを得んと思います。というのは、一方で不動産業者がおりまして、これを業としてやっているわけでありまして、当然、民間の不動産業者などの事業の邪魔をせんようにせんといけんというように思うわけです。この辺で積極的に展開しておられますイチエイさんというのがありますけれども、先般もちょっとお話ししまして、そういう不動産情報の提供などお互いに連携していけば、町の方は定住対策に成果をおさめることができると思いますし、それから、不動産屋さんは営業に資することができるというようなことから、そういうお話をしたこともございます。基本的にはそういう不動産業者などを通じて進めていく。しかし、公的な関与が必要であればそういう仕組みづくりというものも考えていく必要があるだろうというように思っておりまして、今後の課題として対応していきたいというように思います。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 人口対策、定住化対策というのは、少子高齢化の中で我が町だけ特化して人口がふえるというものではありませんが、1万2,000人という一つの目安の中で、青砥議員の方からもありましたが、ちょっと努力をすればまたもとに戻るような数字でありますので、何らかの形で定住化対策に努力をしていただきたいなというふうに考えています。

最後の件、高齢者共同ホームと居場所づくり事業であります。これは、日本海新聞に出てきた記事に沿って質問させていただきました。町内でも、南部町でも対応に向かって努力をしていきたいということでもありますので、ぜひ御努力をしていただきたいなというふうに思います。特に、独居のお住まいの方がたくさんふえてくるような状況になってまいりました。なかなか地域を離れたくない、地域の人たちと一緒にずっと住み続けたいという方がやっぱり大部分だろうと思います。その地域を何とか維持できるような施策がこれで可能ならば、ぜひそういう方向に前向きに取り組んでいただきたいなと思います。その条件として、安価な住居、安価なサービスを提供するというのも必要だろうと思いますので、あわせてお願いをいたしまして私の質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で、12番、秦伊知郎君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。再開は11時5分であります。

午前10時45分休憩

午前11時07分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、7番、赤井廣昇君の質問を許します。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 7番議員の赤井廣昇でございます。議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして2項目の問題点について質問いたします。

まず一つは、住民投票条例についての質問でございます。2点目には、地域振興区の関係の問題でございます。

大変、町長から町長のお気持ちを拝察しますと、私の質問はどちらかというと若干町長のまゆを曇らせるようなネガティブキャンペーンのような質問になりまして恐縮には思いますが、町の進展、発展の解決しなくてはならない問題ですので、建設的に受けとめて御答弁を承りたいと思

います。

まず、質問をする前に皆様にお断り申し上げなければなりません。それは、私がパソコンの字の変換のところで間違えておまして、質問書の2ページ目でございますけど、2の地域振興区の欄の右の質問要旨の欄のところでございますが、その2段目に住民と胸襟を開きの胸襟の「襟」がパソコンの変換間違いのために「筋」となっておりますけど、これは胸と襟との胸襟でございますので、訂正しておわび申し上げます。

早速に質問に入らせていただきます。

まず1番目に、住民投票条例についての考え方についてお尋ねいたします。

日吉津村では3月議会に常設型の住民投票条例の制定について検討を進めてきた。この条例案を提案する方針を固めたと、2月21日、新聞報道されております。その内容は、永住外国人を含む18歳以上の村民の4分の1以上の署名による請求があれば、議会の議決を経なくても投票を実施できるとするもので、可決されれば常設型としては県内の自治体で北栄町に次いで2例目となるものでございます。以下割愛いたしますが、この住民投票条例を日吉津村さんが取り組まれたことにつきまして、大変に先進的な取り組みをされたということで、私もあやかりたく考えます。

そんな中で、まず、1番目の質問といたしましては、町長は積極的な定住対策で安全・安心の持続可能なまちづくりをと表明してこられました。他市町村にまさるとも劣らぬ高い誇りが持てる先進的なまちづくりを目標に、民主的で開かれたまちづくりの高い町民意識が浸潤し、明るい公平な町政を希望する機運も醸成されてきました。当町も早々に常設型の住民投票条例制定することが肝要と思います。町民が主人公の民主的で開かれた町の創造について、遲疑逡巡は許されないと思うが、町長の御見識をお願い申し上げます。

2番目で、南部町の発展に町民人口の増加対策は不可欠でございます。先ほども青砥議員さん、並びに秦議員さんの方からも質問が出ておりますが、私も質問させていただきます。そのためには、他市町村はもとより、県外移転の定住希望者の受け入れ政策や、また移り住んでみたい魅力的なまちづくりを積極的に推進する町であることを全国に向けそうしたメッセージを発信が急務で喫緊の課題だと思います。これについての御所見もお願いいたします。

3番目で、ぜひ当町でも町の存亡をかけ、民主的で開かれた町のよいイメージづくりと活動が必須と思う。町全体に重大な影響がある事案は町民の考えや意見を参考とし、議会判断の参考にする名実ともに住民主権を実践する常設型住民投票条例を制定し、議会議決に大いに判断の参考にする考え方、すなわち住民参加型のやり方がロジカルで理想的と思うが、御所見を賜ります。

2つ目の質問でございます。地域振興区協議会の問題点についての質問でございます。

南部町の地域振興区は、平成19年3月に条例制定し、間もなく5年目を迎えることとなります。条例に瑕疵があるのか、運営に問題があるのか、いずれにしてもいまだに問題事象の発生を見るにつけ、条例や協議会規則等、真摯なチェックや見直し、修正が必要ではないかと考えます。謙虚な反省と検証が必要と思います。特に、当町は、同和問題を初め、あらゆる差別の排除をまちづくりの柱として宣言、福祉のまちづくりをスローガンに差別撤廃に取り組んでおります。それにもかかわらず、現実に地域振興協議会関係にかかわる差別事象の問題が発生しております。加え、私が最も危惧することは、下阿賀区のコミュニティーにおいて深いきずなでつながっていた人間関係が希薄になったと嘆かれる方があります。議会の責任を思わずにいられない強いごんぎの思いでございます。町民に長年にわたり培った和気あいあいの和やかな住民関係を崩壊させた責任はどこにあるかを問われ、議員の一人として自分の非力と自責の念に駆られ、それにかんがみ3点の質問をいたします。

1番目、町長は、平成22年6月14日と聞いておりますが、下阿賀区の方に未加入地区の地域振興協議会に加入のお願いに説明に出向かれたと聞いております。そういう中で、町民と胸襟を開き条例等の説明をし、誠実かつ真剣に加入の協力要請をされたのか、また、何度説明会を開催されたのか、また、今後はどうされるのか、それについての町長のお考えをお尋ねいたします。

2番目、南部町内にはまさかの災害の備えに防災コーディネーターの配置がございます。下阿賀区の対処はどうなっているか。もし、なおざりの著しく不公平で不利益な行政サービスがあるとなればゆゆしきことでございます。御所見をお伺いいたします。

3番目ですが、地域振興区を単位とする人権問題交流懇談会を南部町に置いておりますが、その開催のお世話とともに、本町人権・同和教育推進のためのリーダー的役割を担っていただくよう、各地域振興区内約80世帯に1名の推進員を目安に選出していただくよう、各地域振興協議会にお願いされておるようだが、約90世帯もある下阿賀区は人権学習推進委員が選出漏れの実態があるように思います。しかるべく措置ができなかった町の責任についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 赤井議員の御質問にお答えをしております。

最初に、住民投票条例についてでございます。1つ目に常設型の住民投票条例を制定することについて所見はどうかということでございます。

町民が主人公の民主的で開かれた町の創造についての所見をとのことでございますが、これに

つきましては、町政の柱の一つとして住民参画で持続する町と地域のまちづくりということを掲げましてさまざまな施策を進めているところでございます。

具体的には、御承知のとおり、住民の身近なところでまちづくりに参画できる場として7つの地域振興協議会が設立されました。地域振興協議会の活動を、住民参画、地域主権などの中核に位置づけまして事業を展開しており、7つの地域振興協議会はそれぞれに特徴的な活動に取り組んで、大きな成果をおさめていただいております。

また、以前は、区長会ということで、年に総会など二、三回の意見交換の場しかありませんでしたけれども、今では毎月連絡会を開催しまして、会長、副会長さんに御出席をいただき、町民の御意見を集約して町政に反映できるように取り組んでいるところでございます。

そのほか、町長と語る会を開催し、直接集落に出かけるなど、町民の方からの御意見を伺い、町政に反映できる点は検討を進めていく姿勢で取り組んでおりまして、町民が主人公の民主的で開かれた町の創造に向けて尽力をしているところでございます。

次に、常設型の住民投票条例制定の見解についてでございます。

まず、常設型の住民投票条例とは、案件ごとに議会が条例を制定する個別型とは異なりまして、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法などを条例化しておくもので、一定以上の署名を集めれば議会を経ずに住民投票を実施できるというものであります。

平成13年4月に愛知県高浜市で全国で初めて常設型の住民投票条例が施行され、鳥取県内では北栄町が平成20年10月に施行、日吉津村ではこの3月議会で提案するという状況だと認識をいたしております。

さて、常設型の住民投票条例制定については、さきの9月議会でもその考え方を申し上げておりますので、繰り返しになりますけれども、再度申し述べておきます。

この住民投票によって、町政の重要課題について町民の意見を確認することは、これは意義のあるものであると考えているところでございます。しかし、一方で、慎重に検討していかなければならない課題も数多くあると考えているわけです。

具体的には、まず1点目に、住民投票の対象事項を何とするのかという問題であります。2点目は、住民投票の成立要件と投票率の関係をどのように考えるのかということでもあります。3点目は、投票の資格者をどの範囲とするのか。4点目は、投票運動の制限をどう考えるかなどが上げられるわけであります。また、最も重要な問題として、住民投票条例に基づく住民投票は、公職選挙法の規定を準用する地方自治法上の住民投票、または憲法上の住民投票が法的な拘束力を有することとなるのとは異なりまして、その結果について首長及び議会は最大限尊重することに

なると考えられまして、拘束力を持たないことになると考えられることであります。

これは、首長及び議会という間接民主制により町政を執行しようとするのが現行法律上の原則でありまして、住民投票による有効投票の賛否のいずれか過半数の意志は、町政を執行する上での意見として尊重することにとどめられるべきと考えられるためでございます。

したがいまして、これまで述べてまいりましたとおり、住民投票条例を制定するに当たっては、数多くの課題があり、これらをさまざまな角度から十分に検証を重ねる必要があると考えているところであります。

次に、人口増加対策でございます。定住化施策は町の施策の根本をなすものでありまして、住環境の整備のみならず、行政全体の施策が総合的に相まって定住化への判断材料となると考えます。

ハード事業としては、町有地を活用しての若者定住住宅を今後検討してまいりたいと思っておりますし、加えて空き家改修施策などを検討してまいります。また、南部町定住促進奨励金などをミックスした施策で定住化を図りたいと考えております。

大阪で開催された鳥取県関西本部主催の移住定住相談会に本町も参加し、相談を受けてまいりましたが、やはり南部町の知名度をアップすることも必要だと感じております。今回の相談に来られた人すべてが南部町を知らない方でした。来られた方は、鳥取県西部で大山付近という移住のイメージしかなく、数々の情報を聞きながら移住先を選定されます。逆に言えば、そういった方がほとんどでございますので、積極的に南部町をPRすれば定住についてはよい結果が出ると思われまます。

いろいろな定住施策を講じることも必要だと思いますが、それ以上に南部町のセールスポイントである桜や花回廊を代表とする自然、一式飾り、板祐生、古事記などの歴史や文化、地域協働学校を実施している教育、災害の少ない立地条件やアミノインデックスに取り組む西伯病院、伯耆の国に代表される福祉施策などの安心・安全面、地域振興協議会の地域と共同などを全国にPRすることが、ひいては移住定住につながるものと考えております。他の自治体にはない、米子市近郊で都市と田舎暮らしが両方楽しめるなどの立地を前面に出して、移住希望者への情報を発信したいと考えております。

次に、地域振興区についてでございます。現在、未加入であります下阿賀集落への説明会につきましては、会見、西伯の2町が合併しました平成16年10月から、天津地区地域振興協議会が設立された平成19年7月までの間に6回行っております。

これらの会には、私や副町長、町職員、振興協議会設立準備会会長などが入れかわり出かけて

おります。また、天津地区の振興協議会が設立された平成19年7月以降、今日まで5回行って
おります。下阿賀からの出席者は区全体の場合もありましたし、有志のみの場合もありました。
町からの出席者は、私や副町長、町職員、天津地区振興協議会会長などが入れかわり出席して
おります。

このような会の際には、制度の趣旨の御理解を得るようにお話をし、天津地域の皆さんと一緒に
活動されるように呼びかけております。しかし、発言は少人数の方で、その内容も振興協議会
へは入らない、振興協議会からは行政文書配布料は受け取らないというものであったり、町行政
を批判するものであったりしました。ただ、そのような状況にもかかわらず、平成22年6月1
4日に私が出席しました懇談会では、いろいろなやりとりの後に閉会のごあいさつをさせていた
だいたところ、出席の皆さんから驚くほど多くの拍手をちょうだいしたことから、発言をされな
い大方の皆様のお気持ちを察したところでございます。

また、私の支持者の方から、現在は部落内の事情から未加入でありますけれども、下阿賀を見
放さないで長い目で見ていってくださいということを言われております。

また、下阿賀区長さんからは、年に何回かさまざまなお尋ねや要望を文書でいただきます。そ
の際、当方もできる限り誠意を持って文書で回答しておりますけれども、回答文書には事あるご
とに、区長様の御尽力をもって天津地区振興協議会へ加入いただきますようにと書かせていただ
いております。このことは、集落を代表する区長様への返信でありますので、当然に区長さんか
ら集落の皆さんに十分周知を図られ、町が加入を勧めているということは地区の皆さんに伝えて
いただいていることと存じます。

いま一つ未加入集落の伐株につきましては、法勝寺地区地域振興協議会の発足時には加入され
ておられたものの、その後、当時の区長さんの判断で脱退されたものでございます。

同集落に対しては、脱退された後、法勝寺地区地域振興協議会の会長さんや町職員などが、そ
の後、新たに就任された区長さんや集落の方と相談を重ねてきました。

伐株集落の皆さんの御意見としては、振興協議会そのものに反対ではないが、集落には御高齢
の方が多く役員を出すのが大変だとか、交通事情から行事への参加が毎回は困難などがありまし
て、これらの理由のために加入に二の足を踏んでおられるというのが実情でございます。

ただ、同集落は、行政文書の配布料は協議会から受け取っておられますし、法勝寺地区地域振
興協議会主催のグラウンドゴルフ大会や敬老会への参加も希望者は参加をしておられるというこ
とでございます。

次に、防災コーディネーターのことでございます。防災コーディネーターは地域の防災力向上

を目的に、ふだんから災害に対する予防策、対応策などの防災意識の普及啓発や、いざというときに皆さんが落ちついて素早く行動できるように集落の防災訓練や地域のイベントなどに積極的に出向いていき、地域住民の皆さんの実技的なサポートを行うことや、仮に災害が発生した際に、地域住民が主体的に行動できることを目指した自主防災組織の立ち上げや育成支援をするために町が設置をお願いしまして、各地域振興協議会で直接雇用して配置されているわけであります。

議員御質問の下阿賀地区に対する対処についてですが、未加入を理由とした不公平、不利益な扱いをしてはならないと気をつけているところでございます。例えば、毎年、各地域振興協議会と同様に、行政要望をしていただきまして、取捨選択や優先順位はあるものの事業実施をしております。また、災害などの有事の際には、全町に対して町が直接対応しております。

地域振興協議会としての未加入集落への対応は、毎月「協議会だより」を全戸配布し、防災を初めさまざまな活動内容やお知らせをするなど、加入集落と変わらぬ情報提供に努めておられます。しかしながら、防災コーディネーターに限定しますと、地域振興協議会の直接雇用ということもあり、その活動の中心は地域振興協議会加入集落へ重点を置かれているのが現状だと思っておりますので、防災訓練の計画や自主防災組織づくりについて、下阿賀区からの要請があれば出向いていきたいと考えています。それでもまだ不公平、不利益を感じられるのであれば、振興協議会への加入を検討していただければと思っております。

ふるさと雇用再生特別基金事業補助金を活用した防災コーディネーター事業が今年度3年目を迎えて終了いたします。来年度から地域振興協議会事務局の体制も変わるとは思いますが、今までの対応を踏まえて、再度、振興協議会と協議、検討を行いたいと考えていますので、下阿賀区におかれましても集落内で地域の防災について話し合いの場を持っていただければ幸いに思っております。

先ほどの住民投票条例について、常設型の住民投票条例の所見ということで、答弁が漏れておりましたので、申しわけございませんが、継ぎはぎになります。今から答弁させていただきますので、御了解をいただきたいと思います。

最後に、町全体に重大な影響を及ぼし、住民の考えを二分するような判断に困難な事案は、常設型の住民投票条例制定の投票により、判断の参考に議会決議する考え方を断行すべきとのことでございます。

条例制定についての考え方につきましては、さきに述べましたとおり、さまざまな課題に対していろいろな角度から検討していく必要があると考えているところで、繰り返しになりますが、特に二元代表制のもとでの取り扱いを整理しておく必要があると考えております。すなわち、私た

ちの地方自治制度の根幹は、代表民主制でありまして、住民の意思の反映手段として、住民の直接選挙を通じて選ばれた長や議会が中心的な役割を果たすことを前提としているものであります。しかしながら、複雑化した現代社会において、多様な住民ニーズをより適切に町政に反映させるため、代表民主制を補完する意味で直接民主制的な手法を導入することが必要であるとの観点から、住民投票条例を制定されている自治体もございます。

本町におきましては、住民投票によって町政の重要課題について町民の意見を確認することは意義のあることであると認識をしているところではございますけれども、先ほど申し上げた課題などを考えますと、現時点において町全体に重大な影響を及ぼし、住民の考えを二分するような判断に困る困難な事案はございませんので、早急な導入の必要性はないと思っております。

地方自治の発展に伴い、間接民主主義の見直しと直接民主主義の導入について必ず議論がなされると推察いたしますので、それらの動きを注視しながら検討すべき課題と考えております。

以上でございますが、最後に、人権学習推進委員の件につきましては、教育長の方から御答弁を申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 赤井議員さんの御質問にお答えをいたします。

人権学習推進委員さんにつきましては、合併当初、小地域での同和問題懇談会を開催をしていたこともあり、各区より1名の委員さんを御選出いただき、町より委嘱させていただいております。平成21年度より、教育委員会部局で人権教育を担当することになったことを契機といたしまして、当面、小地域での懇談会を休止し、地域振興区を単位とする人権問題交流懇談会を開催することといたしました。

こうした動きと連動する中で、人権学習推進委員のあり方についても見直し、これまでの同和問題小地域懇談会のお世話役の色合いが強かった委員さんを、地域における人権・同和教育の中核的推進役として位置づけることといたしました。

そのため、平成23年度の改選に当たっては、地域振興区内約80世帯に1名の推進委員を目安として選出いただくよう、各地域振興協議会にお願いをしたところでございます。本来であれば、この時点で地域振興協議会に所属されていない2つの区につきましては、区長様に推進員の御推薦について説明し、御理解と御協力をいただかなければならないところでありましたが、このことができておりませんでした。その後、昨年7月13日に下阿賀区の区長様より、広報「ななぶ」に人権学習推進委員が決定されたとあるが、下阿賀区は既に委員を選出しているにもかかわらず何の連絡もない。人権学習推進委員の選出方法はどうなっているのかとの御指摘とともに、

地域振興協議会に加入していない集落の取り扱いについて7月16日までに文書で回答してほしい旨の要請書をちょうだいいたしました。

新たな形での人権学習推進委員さんの選出に当たり、地域振興協議会に所属しておられない区については個別にお願いをしなければなりませんでしたが、そのことができておらず御迷惑をおかけしたことの旨、教育長として文書でおわびをさせていただきました。また、既に下阿賀区で御選出いただいている方の推進員御就任につきましても、あわせてお願いをさせていただいたところでもあります。しかしながら、その後、区長様より再び書面をちょうだいをし、人権学習推進委員の委嘱については、受けられないとの御回答でございました。

このたびに事案は、私ども教育委員会事務局が、人権学習推進委員制度の見直しを進める中での配慮不足に起因するものであり、下阿賀区の皆様には、教育長として重ねて深くおわびを申し上げます。

言うまでもなく、人権問題・同和問題は、全町民の皆様とともに取り組んでいかなければならないまちづくりの大黒柱とも言える極めて重要な課題であります。新年度を迎えるに当たり、改めて人権学習推進委員の委嘱について、下阿賀区の皆様に御理解と御協力をいただけるようお願いをしまいたいと考えております。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） それぞれ、町長、教育長の方から御答弁賜りましてありがとうございました。しかしながら、私の理解力が伴わない関係か、わからないこともありましたので、改めて2次質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、住民投票条例の事柄についてでございますが、町長としてのお考えは、当然、住民の意見を参考にすることは大事なことなので、それはいいだろうと。ただし、現在、南部町においては二元代表制である中で整理もしていかないけん、そしてまた、代表民主制であるから、そういうことも踏まえた上で現在のままでよろしいというような御見解を承ったような気がいたします。

しかしながら、日吉津村さんの場合でも、新聞の情報の中でもいろいろと村長さんの考え等も載せておられますが、そういうものを見ますときに、決して我が南部町の坂本町長のお考えが建設的で前向きなお考えでないということを、今、新たに知ったところでして、若干、私自身は残念な思いをしております。やはり、今、世の中の流れといいますか、そういうものは基本的なデモクラシーの精神に基づいて町民の意見を十分に反映されるような町政をしていくようにということで、御承知のように地方分権推進なんかもされております。そういう中での町長さんの御答弁には、若干、私としては納得できない気がいたします。また、おいおい町長もいろんな情報を

とられる中で、お考えも変わってこられるかと期待もいたしておりますので、これ以上は今、ここでは追求いたしません、前向きな形で御検討を賜りますようお願いしたいと思います。これが本当の、日吉津村の石村長さんのようなやり方がまだまだ決して一般的ではございませんが、ただし、こういういいことはよそに先駆けてもやるという町長の姿勢というのを承りたいような気がいたします。

それから、同じ住民投票の分の2番目について伺いました、南部町の発展に住民の人口増加対策は不可欠だということを私は申し上げまして、それなりの御努力いただいていることは、先ほどの同僚議員さんの御答弁なんかからもわかりましたが、ただただ思いますのに、こういう住民投票条例さえ満足に制定できない後向きな町に対する、何ていいますか、一般的に受けといますか、そういうものは決していい評価を得ることはないだろうと思います。やはり民主的な町政を積極的に取り組んでいるということがわかることは、南部町に移転してこられる方についてもそういうことが大いに参考になるだろうということは私は思います。

それから、地域振興区の問題について入りますが。先ほどの町長の御答弁の中でいろいろ承ったわけですが、その中で、下阿賀区の方にも6回にもわたって出向かれたという事実についても伺いました。しかし、現実的には数は出向いていただきましたけど、内容的になかなか御理解いただけるような形の説明会にならなかったというように聞いております。あるときには、町民さんの方、ばり雑言の中で執行部が帰っていかれたというようなことまで聞きました。しかし、そういうことがあって大変不愉快に思われたかもわかりませんが、しかし、これ、南部町が取り組む地域振興協議会を前向きに本当に発展させていくというお考えでございますれば、やはりそういうものに懲りずに今後もますます積極的な形で住民の方に説明に出向いていただきたいと思えます。

その点、今の件については、町長のお考えはどのようにお考えでございますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 前段の住民投票の問題でございますけれども、何か町政を後ろ向きにやっておるような御発言がございまして、私も聞いておってちょっと残念に思いました。あなたとの論点を少し整理するために、私の方からちょっと逆質問させていただきたいと思えます。

議長、基本条例の規定に基づきまして、逆質問の許可をお願いしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 基本条例10条の規定に基づいて、町長の方から質問を許可します。

○町長（坂本 昭文君） ありがとうございます。

この質問の後に振興協議会のことについてはまた答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、私は先ほども答弁しましたように、昨年の9月にもこの問題についての課題について、なぜできないかということについて答弁をしております。先ほどもしましたけれども、しております。その中で、さらにまた赤井議員がそういうことをおっしゃいますので、ちょっと整理しておかんと前に進まないと思います。

まず、私が一番思っておりますのは、いわゆる地方自治法に規定してあります74条ですね。地方自治法74条の直接請求の規定がございますね。それから、もう一つは、さっきも答弁しましたけれども、二代表制の問題がありますね。これを赤井議員はどのように理解して、なお、住民投票が必要だというぐあいにお考えでしょうか。その2点について、まずお聞きいたします。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、町長の逆質問という形でありましたんですが。一つ私の考えますことは、二代表制で町政が行われて、そういうものにもものとして町政をやっているんだから何ら問題ないんじゃないかという町長のお考えで、私はどうかということをおっしゃったんですけど。これについては、町長ももちろん御認識だと思いますけど、基本的に町民から選挙で選ばれた首長、町長と議会議員の私どもというのは、確かにそういう自治法の中で認められた権限を有しておりますが、しかしながら、全面的に白紙委任を受けたというわけではございません。これは、そういうことを考えますと、やはりそういうような町に係る重大な問題等については、やはり町民がどのようにお考えになってるかというようなことを大いに参考にして町政を行うというのがやっぱり本来の民主的な町政で、私はあろうというように考えております。

それから、もう1点、何て質問されておりましたかね。

○町長（坂本 昭文君） 地方自治法74条の規定をどのようにお考えですか。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ですから、今も言いましたように、同じような答弁になると思いますけど、そういう形で地方自治法の中にうたってあっても、よそではそういうことが現実的に取り扱っているということは、これは決して地方自治法をすべて遵守すればそれでいいんだということではなくて、やはり、さっき私もちょっと触れましたけど、基本的に地方分権がこうしてどんどん推進される中では、やはり本当に住民の意見というものをしっかり把握するということは大事なことだろうと思います。ですから、ただ単に地方自治法の中に書いてあることを、それを遵守すればそれだけでいいということではないと思います。私は、それが前向きな形の町政を施行する町長のお考えであろうと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） ちょっと理解をなさっておられんのではないかと思いますけれども。地

方自治法の74条には、選挙権を有する者の50分の1以上の署名をもって直接請求ができると、このようになっているわけでございまして、そのことをどのように考えておられるのかということを知っているわけですが、それはわかりました。法は法にして、自分とこでやれというのが赤井議員のお考えのようでございます。

そうしますと、先ほども申し上げましたように、住民投票の対象事項を何とするのかというようなこと、1点目。それから、2点目は、住民投票の成立要件。それから投票率の問題があります。30%の投票率でいいのか、50%以上ないといけんのかとかですね、そういうことがあろうかと思えます。何ぼ以上の賛成でそれが成立するのかというようなことですね。それから、投票の資格者の問題があります。これをどのように赤井議員はお考えでしょうか。この3点についてお答えいただきたいと思えます。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） まず、基本的な物の考え方ですけど、町民や議会、町長は、投票結果を尊重しなければならないということでこの常設型住民投票条例というものはあるわけでございまして、4分の1の署名が集まれば議会の議決を経ないままでも住民投票ができるものでございます。そして、その半数に満たない場合は、投票は成立しないということもあるわけでございます。それから、永住外国人を含めたことについて、石村長さんの場合には、ハードルが低い方が村民の意見を酌み取りやすいと。村の将来を判断する上で、外国人にも当然投票権を持ってもらうべきだというやに新聞に書いて、コメントしておられます。そういうようなことが常設型住民投票に対する私の考え方です、これは本当に町長さんが南部町の将来をお考えになるなら、やはりそういう前向きな町政を施行していくことが絶対不可欠だろうと私は理解しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。最後の質問にしてください。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど、4分の1の署名が集まればということをおっしゃいましたけれども、地方自治法では50分の1ということになっておりますから、これ、50分の1の方が少ないと思いますが、そっちの方が楽ですよ。

それから、これは質問というよりも、永住外国人の問題は、憲法上のさまざまな議論が今もなされているところであります。いわゆる町の重要施策というものに、重要施策じゃなければ住民投票にもかける必要ないわけですから、町の重要施策にそういう外国人、国籍を持たない人の意思というものが反映されるということについては危険だろうというように、私は思うわけですが、いかがでしょうか。この2つお願いします。4分の1と50分の1の関係と。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） まず最初に、4分の1と50分の1ということでは言われましたので、私は、4分の1というのはたまたまこの石村長さんの常設型住民投票条例についての考え方を言っておられるわけですし、おっしゃるように50分の1でそれができるなら、その50分の1のをとればいいと思います。（「地方自治法には50分の1」と呼ぶ者あり）ええ。ですけど、50分の1でも、それは議会にかけなきゃならないでしょう。たとえ50分の1でとっても、あとは議会の判断をしなきゃならないというのが今の住民投票の制度なわけですから。それが、この場合には、たとえ4分の1であっても、それは議会にかけなくても、これは町長はその住民投票をしなくてはならないんだということでの違いがあるわけですから、それはただ単に数字だけでどうこうとは言えないと思います。議会が町長に、仮に言葉は悪いかもわからないですけど、追認するような、町長を翼賛するような議会だった場合には、本当に場合によっては住民の意思とは反対の結果になることは多分にあると思います。

ですから、必ずしも地方自治法の考えがいいとは言えないと思います。地方自治法は地方自治法の中でそれでいいんですけど、そういう形で、条件は厳しいけどそういう4分の1をとることによって議会の議決を経る必要がなくなってくるわけですから、ある意味では住民の意思が反映されやすいと私は考えます。

もう一つは何ておっしゃいましたですか、今。（「永住外国人」と呼ぶ者あり）済みません。永住外国人の取り扱いなんかについては、これは町長さんの見解はそういうぐあいな見解でございますけど、私は、本来住民として住民税も納めておられるわけでございます。そういうことならば、やはり少なくともこういう部分に意思を反映されることはやぶさかでないと思います。また、むしろ聞くべきではないかというように私は考えます。それに加えて、年齢的にも、一般の選挙と違まして18歳以上の方の多くの意見をこの住民投票条例の中に盛り込んでいけば、より多くの意見が聞けると思いますので、そういう方向であればいいと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 以上で、基本条例10条に対する質問権は終了します。

答弁を続行してください。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。赤井議員の御答弁をお聞かせいただきまして、まだまだ相当私との間には開きがあるなというような実感を受けたところでございます。

ちなみに、私も以前からそういう質問をいただいておりますので、何もせんわけではございません。いろいろ調査もいたしました。日吉津村においては、合併というような大きな問題につい

て住民投票をやった。それで、議会の一部の議員さんは非常に強く反対しておられるそうです。自分たちが住民の負託を受けて直接選挙で出ているのに、何でそんなことをするのかということの強い反対もあるそうです。それと、前回の、前の村長さんの選挙のときに、小さな町なので非常に後々までずっとしこりが残ったということをおっしゃいました。しこりが残った。できるだけ選挙なんかやめて、住民投票でそういうことを決めればしこりは残らんというようなこともおっしゃっておられました。そういうこともちょっと披瀝をしておきたいと思います。

それから、北栄町でございますけれども、北栄町は、投票条例を制定はしたけれども、全く機能してないということをおっしゃっておられました。安心感はあるでしょうね。ということでございました。

さて、地域振興協議会でございます。先ほど、御質問をいろいろいただいたわけでございますけれども、私どもの進め方といいたいまいしょうか、そういうことに至らんところがあるならば、これはお断りもしなければいけんというように思っております。一応、手続的には手続は踏んできたというように思っておりますし、町の総合計画にも地域自治組織をつくって新しいまちづくりをするんだということは掲げてありますし、私なりの思いを持ってこれは進めてきたわけでございます。

結果、5年もたつということになってまいりました。私は、一つ、赤井議員さんはそういう立場から、絶えず毎回関心を持たれていろいろ御質問もいただくわけですが、一つ視点を変えて考えてみられませんか。というのは、例えば、ことしの天津のグラウンドの芝生化なんですけれども、これは地域の住民の皆さんが合計270名参加をして、ボランティア活動で芝植えをなさいました。その結果が、秋にはすばらしいグラウンドで芝生のグラウンドで運動会ができたというようなことでございます。やっぱりそういう活動に、私は下阿賀の皆さん方にも一緒になって参加していただきたいというように思うわけです。子供たちもきっと望んでいるというように思います。そういういろいろな活動に、あんまりいこじにならずに積極的にかかわって、むしろ下阿賀の考え方というものを天津の振興協議会の運営の方に生かすようにやってみていただけないでしょうかと、きょうも傍聴の方が来ておられますけれども、私はそういうことを申し上げたいわけです。ここで入るの入らんのとかいうような話を何年やっておってもち明かんのではないかと思っております。ぜひそういう立場から一緒にやったらどうかというお勧めも赤井議員さんの方からお勧めいただいたら、また考え方も変わるかもわかりません。よろしく願いしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、町長が語る言われたんですけど、私は決して、もともとの考え方としては、地域振興協議会というものは、本来は、これからの地方財源が不足してる中で地方自治をやっていく上には、むしろ住民さんのお力にすがっていかねばやっていけないということはわかっておりますから、全くそれについてはやぶさかでないんです。ただ、その中の手段といいますかやり方にやっぱりいろいろ問題点があるので、そういう問題点を改善しなかったらこれからの南部町の地域振興協議会というものは、いつかは破綻するといいますかね、そういうことになりはせんかと私は危惧するわけなんです。ですから、そういうことで、問題点があれば、これは前向きな形で解決していかなくてはならないと、そういう前提でこのたび質問してるわけでございます。ちなみに、まだこの地域振興区の問題であと2つほどちょっとお尋ねしてみたいと思いますが。

個別具体的な話なんですけど、まず天津振興協議会に対しまして、これは天津振興協議会ばかりじゃないんですけど、各地域振興協議会に対しまして、除雪機が振興協議会単位で貸与して貸し出されておりますが、協議会に非加入の地区の対処についてはどういうぐあいにお考えなのか。それから、また、現実的に下阿賀の関係の方からお聞きしましたところ、区長さんも大変肩身の狭い思いをするのでなかなかそういうことも申し出もできなかったのも、実際に活用もできなかったというようにお話しになっておりました。

それから、先般もございましたが、地域振興協議会と振興協議会の会長、副会長、それと議会との意見交換会を持ったわけですが、これは、町長さんはそういうものに基づいて意見交換会もしてるから住民の意見を吸い上げてると従来言ってこられましたけど、それは全地区がこの協議会に加入した場合にはそれはそれで理屈は通りますが、今現在は、悲しいことにまだ2地区について非加入でございます。そういうことを考えたときに、私は地域振興協議会の会長さん、副会長さんと未加入、非加入の地区については、区長さん等の招致をされて一緒にこういう懇談会を持つようになさったら、私はそういう形で民主的なあり方の一つだろうというように考えます。

それから、もう一つ、これはあんまり生々しい問題で、本当は私としては取り上げたくないような事柄なんですけど、これは、言わずにおられませんので、一言お尋ねしてみたいと思います。

ある振興区で防災訓練がされまして、その際に、安否確認員さんが協議会の方に対して、非加入者のお宅の方はどうするんだということを質問をなさったようでございますが、そのときの回答が、非加入の場合はかかわらなくてもいいじゃないだろうかというような趣旨の回答をなさったというように聞いております。これはゆゆしき問題でございます。基本的人権にかかわる問題

でございますから、こういうことが地域振興協議会の中でまことしやかに話されて、それがあたかも正当のような話しされたら、これは大変なことだと思いますが、町長、その辺についてはどうでございますか。以上、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。除雪機の貸与は、先ほど議員が言われましたとおり、各振興区ごとに1台ずつということで貸与をさせていただいております。もともとの考えは、昨年、たくさん豪雪で降りました関係で、町だけではなかなか除雪が間に合わないというところから計画したものでございまして、そういうことですので、集落ごと、例えば、90台買うというふうなもともと考えは持っておりません。最少の単位ということで9校区ごとということで、結果として振興協議会の方にお世話になったということでございます。

何といたしますか、決して天津振興区、それぞれの振興区に配置はしておりますけれども、言い方としては、第一は歩道の除雪をしていただきたいというふうにお願いしております。あとは、例えば狭い道路についてはされても結構ですよということでお話をしております。ただ、もちろん労力もお世話になるわけですし、それから、燃料費の方もお世話になっております。そういうことで、決して貸与してるのでそこだけで使ってくださいという意向ではございませんので、先ほどの区長さんの話の中で遠慮をしたということがございましたけれども、遠慮されずに申し出ていただければ、そのようなことはできるんじゃないかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、建設課長の方で御答弁で理屈はよくわかるんですが、人情というものはそういうもんじゃなくて、非加入の地区の皆さんから見れば、本当に窮屈な思いをなさっていらっしゃるというのが実態だろうと思います。だから、そんなに軽々にそこに申し出てお借りなさればそれで済むというようなもんじゃないということでございます。

それから、今質問したんですけど、後の答弁がちょっと返ってませんのでお願いしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。防災コーディネーターの方からはそういった発言があったということは聞いてございません。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。まず、会長、副会長との意見交換会を、これ毎月行

っているわけでございます。これは、振興協議会の会長、副会長の会でございます。その場に未加入集落も招いて一緒に会議をせよということでございますが、これは、きっと招いても来られんのではないかというように思います。それから、ちょっと趣旨が違うのではないかというように思っております。

それから、防災訓練の非加入者にはかかわらなくてもええでないかと言ったとかいうことですが。これは、今、全国的に非常に大きな問題であります。というのは、地域に参加しないと、コミュニティーに参加しない。町内にも、もちろん南部町にもたくさんおられます。そういう方が万一の災害の折などにどのように情報提供して、情報収集して安否の確認をとっていくのかというようなことが、これ行政の中での防災対策上非常に大きな課題なんです。

そこで、町が直接そういう人については、万一のときには、これは町民ですから全員について、これは責任があるというように思うわけですが、防災訓練の中で声をかけて、かえってトラブルになったりすれば、これもまた利口なやり方でもないかもわかりません。そこはやっぱり地域にある程度お任せすべきではないかなと。そういう事実も確認はしておりませんが、少なくとも訓練の段階で、自分がかかわってほしくない、かまわなくてほしくないという人に無理やり訓練なので参加せよというようなことでトラブルを起こさんでもいいのではないかなと、もうちょっと違ったやり方で一緒に参加していただくようなやり方もあるのではないかなというように思うわけです。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、総務課長の方はそういう実態は聞いてないということでしたし、町長の答弁の中では、訓練だからということで、今、見解言われたんですけど。これは、今後本格的に万が一の災害が発生したときの対応についてはどういう形で御指導なさるおつもりでございませうか。そのことをちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。昨年9月の台風12号の折にも、全町に避難勧告というものを発せさせていただきましたけれども、やっぱり日ごろからそういう訓練にも参加をしておられませんか、やっぱり臨場感は違ってくると思います。最終的には自分の生命について危険を感じたら真っ先に逃げていただくとか、自衛の措置をしていただかなければいけません。行政がすべてについて、これは面倒見切るなんていうことは、これはもう不可能でございますから。そういうことであります。行政の責任を放棄するわけではございませんけれども、しかし、機会は平等に開かれているわけです。防災訓練に参加する機会もあります、その気になれば、振興協

議会に加入しようと思えばそういう機会は差別なく開かれているわけです。ただし、その結果についてなお平等にやれということは、これは通りません。結果についてはその機会を選択した判断に基づいて、結果については従ってくるというように思うわけです。結果の平等が一番いいでしょうけれども、特に災害の場合なんかは、そういうことにならんとしますよ。むしろ、日ごろからコミュニティーに積極的に参加をして、自分の心配をしてくれる人をたくさんつくっておいた方がいいと思うんですよ。あの人の顔が見えんけれども、避難所に、どうしておおだかいなというようなことを地域のほかの人が心配してくれると。そういう状況というものを日常的なコミュニティーの中でつくっておくべきだと、このように思っております。これを役場の方に向けてこられても、これは難しいわけです。役場が全部個人の要求を全部満たすことはできないわけです。御理解いただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 町長の見解として言われるのは、ある程度のことは理解できますが、ただし、住民サービスとしてやる場合に、例えば、この災害の問題なんかのときに、これは地域振興協議会に関する問題だから町は関知しないよと。それで、むしろそれは個人が地域振興協議会の方に自主的に……。

○町長（坂本 昭文君） そんなことは言ってませんよ。

○議員（7番 赤井 廣昇君） いや、私としてはそういうようにとれたから、今そう言ってるんですよ。日ごろの訓練なんかにも積極的に参加してっていっておっしゃったでしょう。それは、個人の、今の地域振興区に入る入らないは自主的な判断でいいという形で町長も町民さんに説明してこられたわけです。それで、ただ、それはただし、条例が制定された以上は条例の制定された組織だとおっしゃいますけど、でも、本来、もともとのあれは、どこでどういう形で町民が拘束受けるような条例というものはそういう形で、何か根拠規定みたいなもんありますか。どこでそういうように。例えば、今の、今までは任意団体だったけど、これは条例で設置したんだから住民として当然従わないいけないという法律的な根拠というものはどれに基づいているわけございますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） この問題、次から次と話題が転じますので、なかなか頭がついていきませんが、もとから言いますと、私が合併を契機に構想した施策であります。総合計画の中でもはっきりと位置づけていただいております。この総合計画は、住民の皆さん方の公募による委員さん方もたくさん出て議論していただいでつくった計画であります。その総合

計画の中にもある。そして、長い年月をかけて議論をして、説明会などもやり、できました。できた暁には、これ条例で可決をしていただきました。条例で可決をしていただきますと、私の手からも議会の手からも、みんなの手から離れます、これは。今度は全く、南部町の一つの大切な憲法としてこれが機能するわけであります。振興協議会の条例の中に、町の責務ももちろん書いてありますが、町民の責務も書いてあります。第3条であります。町民は、みずから暮らす地域をより住みやすく、活気のあるものとするため、町民と行政がともに地域づくりを行う場である地域振興区において行われる活動に参加するように努めるものとする、ということになっているわけでございます。したがって、これは私が構想した施策ではありますけれども、私の手からももう離れております。

それから、この法的な根拠というようなことをおっしゃいましたけれども、これは地方自治法によって、自治体はこのような条例をつくってまちづくりを進めていくことができるということになっておるわけですから、当然法的な根拠はあるわけです。

それと、私は、議会がやっぱり重要な町政の議決機関、議決の権限を持った、機能を持った機関であるというように思っております。その議会でかんかんがくがくいろいろ議論をして、その結果、成立した条例については、これは議会も執行部も町民もみんな守っていかざるを得ん。こういうものを勝手に解釈して、それぞれが勝手なことをやっておれば、町としてのまとまりなんとなんとかなくなりますよ。反対だったとか賛成だったとかいうことは別にして、やっぱり一度成立した条例については真剣に対応していくべきではないかと、このように思っております。

そういう意味で、議会のいわゆる112条ですね、地方自治法の112条に議員の議案提出権というのがありますね。提出権がありますよ。ですから、私はこの条例を変える考えはございませんけれども、執行部としては。議会の方から、ここをこういうぐあいに直したらいいのではないかと、皆さんで議論をしていただいて決まれば、私はそれに従いますよ。議会が最高の決議機関だと思っておりますから、議会が、ですから、言葉をかえて言いかえますと、赤井議員さんが議会の中でそういう皆さん方の同調を募って、ここの部分を変えようと、修正していただいて発議されて、そうしましたら、私はもう絶対に議会の言うことに、大きな間違いさえなければ、私は従おうと思っております。今は条例として制定、皆さん方が制定していただいた条例でございますから、これは、私の手からも議会の手からもみんな離れて、南部町の一つの取り決めとして機能しているわけですから、それを執行するのは当然のことです。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、町長の御答弁ではそれなりに、私なりに理解できましたが、

ただ、まだどうしてもすっきりしないものがありますので、引き続いて質問いたします。

特に、これは、町長がこのたびの所信表明の中で言われてることでございます。私としては、そういう現実的な差別事象に類するものがあるということにとらえているからの質問でございますが。町長は、一通りの24年度の行政施策等についてお述べになった後に、マニフェストについて、5点の重点事業について特徴的な事項について申し上げますという形の書き出しで、1点目は人と環境に優しいまちづくりについてであります。人権問題の柱となる取り組みは、部落差別を初めあらゆる差別をなくす総合計画をもとに実施計画を樹立して、進捗状況を確認しながら取り組みを実施していると、実施計画の推進は南部町人権会議の各部会の活動を中心としていますというような形で書かれ、「気づく・知る・感じる人権の集い」としてセミナーを継続しておりますと。従来の小地域懇談会の問題や課題を踏まえ、平成21年度より各振興区協議会と連携しながら人権問題を交流懇談会の取り組みを初め、主体的に取り組んでいただいております。というような形で我々に御説明をしておられます。

それから、重複することになりますけど、いずれにしましても、地方自治の自治法の絡みの中で見解の相違というのは当然あると思いますが、私の方が町長に、この議会にいい機会でございますから、一言言わせてもらいたいと思いますが、申し上げるもないことでございますが、町長も議員も選挙で選ばれた、要するに先ほどおっしゃいました二元代表制の中で選出された議員と町長でございます。それなりの権限も与えられているわけでございます。ただ、本当に開かれた民主的な町政を志すなら、私は積極的な住民投票条例なんかの制定は不可欠だろうというやに考えます。

また、主権在民をうたう日本国の一地方団体が南部町でございます。そうしたことを考えれば、町長みずからが、住民から要請されるまでもなく、常設型の住民投票条例を議会に提案させるべきものと思います。そして、町長もさきの選挙で当選の折、持続的に発展し、品位と風格のある町をキャッチフレーズに就任あいさつもされております。そして、まちづくりの決意を表明されております。冒頭あいさつ文の中で、多くの皆様の御支援で当選を果たさせていただき、まことに感激にたえません。当選の栄を賜ったことを誇りに、南部町のさらなる発展を期し、頑張るので引き続き御協力賜ようお願い申し上げます。さらに、成熟社会には多様な価値観を認め合う社会ですから、地方分権が必然的であります。困難な状況に悲観的にならず、物事を前向きにとらえ、みんなで明るく元気に楽しいまちづくりをしていくことは大切だと、町長はこのように陳述しておられます。ましてや、町長は、博学で本当に聡明で人望もある町長でございますから、町民本位のまちづくりの根幹にかかわる住民投票条例設置については前向きに取り組めないのか

と思います。私自身本当に、田夫野人でございますから、教養もないものですから、全く忌憚のない意見を言わせていただきましたけど、今までのような独裁的な町政が執行されるということについては、町民の大方の方が快く思われなと思います。

それから、もう時間が少なくなりましたですけど、今までの町政に対して、町民の中には、極論的に行政不服審査法に基づいて、訴訟でもしたらどうだろうかというような声まで出てくるぐらい、坂本町政に対する批判をされる方もある実態にあるわけでございます。そういうことを踏まえて、もうちょっとやっぱり傲慢といいますか、言葉悪いですけど、そういうような部分をもっともっと控え目にされて、謙虚な形での町政をされたらと。私は思います。

もう残り時間わずかになりましたから一々御答弁いただかなくても結構ですけど、一応そういうような町民さんの中に多くの不満があるということは、町長は御承知のことと思いますが、そのことについて、町長、行政不服審査法等についてのお考えについては、どのようなお考えでございませうか。ちょっとお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） また住民投票条例に返ったわけですが、私自身が立派な人間でもございませぬし、とにかく至らんところが多いというように、自省はいたしております。そういう中で、独善的にやっておるといような御批判があるならば、これは不徳のいたすところだというぐあいに思うわけでして、謙虚に受けとめさせていただきたいと思っております。ただ、誤解がないように、ぜひ御理解いただきたいと思っております。少なくとも、多くの皆様の信託を受けて、町長に選出をいただいたわけでありませう。町長に選出をいただいた。これは非常に私にとりましては、非常に光栄な、この上ない名誉なことでありませう。

したがって、このような町民の信託を決して裏切ってははいけないというように思っているわけです。よくしようと、南部町をよくしようと、悪くしようなんて思ったことは一つもありません。前に進めよう、よくしようと思っっているいろんな施策を提案しております。そして、このたびのこの地域振興区の条例についても、もちろんよくしようと思っ提案をいたしました。そしたら、反対の方もたくさんあった。選挙も前回は洗礼を受けました。その結果、勝利はいたしましたけれども、そんなに何ていうんでしょうか、手放しで喜ばれるだけの勝利ではなかったということも、確かに認めませう。

そういう中で、坂本の町政に批判的なお方があるということについては、日常的によく承知をいたしております。そういう御批判にこたえられるようにいい政治を、行政をしなければいけんということですけども、しかし、町長として4年間負託を受けたわけですから、私はこの公約

したマニフェストとにかく前向きに進んでいきたいと思ひます、4年間は。これは批判はいろいろあるかも知れませんが、それを争点にして選挙もあつたわけであります。当然、勝利をしたからには、その結果について従つていただかんといけんというように思つてゐるわけです。ですから、次の選挙でまた、これではいけんというように考えられて、対抗馬でも出してやられればいいじゃないでしょうか。そういうもんだらうと思ひます。

それから、不服審査法とかなんとかおっしゃいましたけど、私はその法律はあんまりよく承知してゐませんので、ここでどうこう言うわけにはいきませんが、訴訟だとか、そういうことになるような町政を行つてゐるつもりでは全くございませぬ。とにかく、町政に不満がある方があるということについては、よく理解、了解もしてゐますが、しかし、町をよくしようという思ひで一生懸命やつてゐるということも、また御評価もいただきたいというように思ひます。

それと、一かゼロかというやうなとらえ方を随分しがちなんですけれど、これが悪いけん全部悪いと。私はそういうぐあひに考えたくないわけであります。例えば、下阿賀の場合にも町政全般にわたつて御協力をいただいております。町長のその一部の、この振興区の条例が気に入らんということだらうというように思つてゐまして、あとの、例えば納税の義務も果たしていただいておりますし、さまざまことに御協力をいただいておりますと、その一つのことももつて全部がだめだなんていう発想は、お互いにとらん方がええというように思つてゐます。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） もう時間がなくなりましたので、最後の質問になるかも知れませんが、今、町長のお考えについては、しかと私も聞きましたので、決して町民をどうこうしようということで、悪くしようと思つてやつてゐるんじゃない。たまたま結果的に十分でなかつたということを町長も認められたわけですが、やはり町民さんの中には町長もおっしゃいましたように、決して私どもも、私どもつて言つたら大変僭越でございませぬけど、できの悪いもんでございませぬ。町長の場合は私と違つて大変優秀な方でございますから、パーフェクトまで言わないにしても、私らとはるかに違つた次元の方でございます。ですから、やはりもっともつと前向きな形で町政に取り組んでほしいなという強い思ひを思つてございませぬ。

それから、先ほど触れました行政不服審査法というのは、行政関係に対して、サービス等について自分らが不利益を受けたという形になれば、それを行政裁判といひませぬか、行政の方の不服を仲裁を申し立てる方法があるということだらうでございませぬ。これは後でまた調べてもらひたい

と思いますが。それから、一応、町長としては前向きな形で地域振興協議会の方を取り組んでいくんだと、一部分問題があるとすれば、それは修正していけばいいということでおっしゃいましたので、私どもこれからいろいろしっかり精査を重ねたいと思います。そして、場合によっては議会の方に修正案を出させてかの形になるかもわかりませんが、そのときにはまたよろしくお願ひしたいと思います。

最後に一つだけ、町長、私聞き漏らしたというか、確認を含めてお願ひしたいと思いますが、本来、全町民さんが地域振興協議会に加入するのは、これは原則でございます。また、それがなくてはならないものと思います。そのためには、やっぱり今現実に未加入の地区に対して、これからもやはり積極的な形で加入をお勧めになるような説明会なんかにも出向いていかれるお考えっていうものは、しっかりお持ちでございますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。課題があれば、当然そこに出向いて解決を図っていくというような町政を進めていきたいというように思っておりますが、冷静なお話ができる環境というのが大事ではないかと。さっきもおっしゃいましたようにばり雑言の中で、まともな話ができるような環境をまずつくって、その中で冷静なお話ができるならば、私はいつでも行きのお話はしたいというように思っております。ただ、そういう環境の問題。それから、タイミングということもありますね。四六時中いつもそういうことをやっても、うまくいかんということがあります。ですから、振興協議会の役員改正の時期だとか、そういうタイミングも大事ではないかなというように思っております。5年もたちましたので、来年ですか、来年はまた役員改正の時期にもなるわけですね。それからもう一つは、大きな何か事業するようなとき、そこも含めた、一緒に大きな事業をするようなときに声かけをするというような、いろんな要素があろうと思いますけれども、そういうことを一つずつクリアして、御理解をいただくということで、必要があれば、また出向いていきたいというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

○議長（足立 喜義君） 時間がありませんので、まとめて……。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 最後の、本当に最後の質問になると思いますが、先ほど町長は、いろいろ御努力なさる中で決して町民のためによかれと思ってやったことが……。

○議長（足立 喜義君） 時間がなくなりました、赤井議員。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 十分な効果ができなかったことについてはということおっしゃっ

たんですけど、ちなみに過去に税金の過誤納の問題につきまして、住民の方から……。

○議長（足立 喜義君） まとめてください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） はい。そういうことについて、裁判もかけた経緯があるわけですから、決して私は町長さんを侮辱しようとかそういうこと言ってるんじゃないでございまして、人間は遅々として何ていいますか、千慮の一失じゃないですけど、そういう失敗もあるということをしっかり肝に銘じていただいて、おこがましいことではございますが、今後も町政に当たってほしいとお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で、7番、赤井廣昇君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は午後1時30分であります。

午後0時36分休憩

午後1時30分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、2番、仲田司朗君の質問を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 2番、仲田司朗でございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告のとおり質問をさせていただきます。質問の内容は、通学路の防犯灯設置についてであります。

防犯灯とは、防犯を目的として街路などに設置した電灯のことで、道路照明灯より照射範囲が狭く、防犯灯は1個当たりの値段が安く電気代が安いために、いろいろな場所に設置されていると承っております。また、新たに柱を立てずに電柱等を利用して設置した場合は、建設工事費が安いのも特徴であり、住宅地などの比較的狭い交通量の少ない道路に多く立っているという状況であります。夜間不特定多数の人が通行する生活道路で暗くて通行に支障がある場所や、防犯上不安のある場所に設置している電灯ですので、設置場所の状況に応じて、電柱に共架したものや専門の柱を立て、取り付けを行ってるタイプもあると承っております。

町が設置維持管理のすべてを行う場合、町が設置し、振興協議会、あるいは自治会、町内会によって維持管理されている場合、設置維持の管理のすべてを行っている場合、いろいろあると思いますが、この防犯灯について現在、全国的に暗い街路等において犯罪が頻発してる現状にかんがみて、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の安全を図ることを主たる目的とする街灯、ま

たは防犯灯の整備が促進されると思いますが、特に当町では、中学生や高校生が通う通学路区域に防犯灯等の設置が少ないように見受けします。次代を担う子供たちのためにも防犯灯を設置して、安心・安全な町にしていかなければいけないと考えますが、そこで以下の3点について質問をさせていただきます。

1つ、防犯灯設置の状況について、平成20年度から今年度、そして今後の予定について、どのようになっているのかを承ります。

2番目、夜間、下校時の児童生徒の安全性の現状と課題について、どう把握しているのか、お教えいただきたいと思います。

3番目、近年、健康ブームにより、夕方のランニング、ウォーキングをする町民の増加により、防犯灯設置により健康づくりにも寄与できるのではと考えますが、そのためにも通学路の防犯灯設置が必要と考えます。

以上3点につきまして、町長の御所見をお伺いしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 仲田議員の御質問にお答えします。防犯灯の設置についてでございます。

防犯灯の設置状況については、平成20年度9基、これは蛍光型4基とLED型が5基でございます。21年度が12基、蛍光型が11基とLED型が1基であります。22年度が15基、蛍光型が13基とLED型が2基。そして、今年度33基でございます。これはLED型ばかりであります。特に今年度は、過去に御要望いただいて未設置となっていたものについて重点的に設置したことにより、設置数が多くなっております。また、今年度から従来の蛍光灯によるものから、省電力、長寿命のLEDによるものを設置しております。今後については、振興協議会を通じて新規要望のあったもの、また防犯上必要と思われるものについて設置をすることとしております。また、設置する基準として、従来から、集落から50メートル以内のものについては、後の維持管理費、電気代とか修理代でございますが、これを集落で行っていただくこととしておりますので御承知おきください。

それから、次に通学路の防犯灯でございます。夜間、下校時の児童生徒の安全性の現状と課題についてということでございますが、小・中学校におきましては、児童生徒の下校について、それぞれに決まりを定めて、安全な下校について随時指導いたしております。特に下校時刻については、日没時刻や学校行事、部活動などに配慮しながら、月ごと、学期ごとに見直し、帰宅が遅くならないよう配慮しております。また、バスや保護者待ちへの対応についても各施設に御協力

いただき、子供たちを見守っていただいておりますし、各地域振興協議会や多くの住民の皆様の
下校支援については、既に御案内のとおりであります。

さて、議員御質問の趣旨であります通学路における防犯灯の整備については、毎年の町PTA
連絡協議会からの御要望の中で教育委員会が把握しております。ここ数年来、南部中学校PTA
から御要望をいただいております田住区付近の農道への防犯灯の整備につきましては、関係す
る地域振興協議会からの行政要望として、今年度整備いたしました。会見第二小学校PTAより
御要望いただいております学校周辺の防犯灯整備につきましては、未整備と承知しております。
また、かつて地元の皆様から通学路ともなっている法勝寺川土手の防犯灯整備について、行政懇
談会の席上御要望があったことを記憶しておりますけれども、これは河川管理上、かなりハード
ルが高い事案であると、当時関係機関から御回答いただいた経過がございます。

いずれにいたしましても、保護者の皆様の声や地域振興協議会からの御要望もお伺いしながら、
教育委員会ともよく相談し、安全・安心な通学路の確保に配慮してまいりたいと考えております。

健康ブームとの関係でございます。通学路の防犯灯設置についてですが、防犯灯の設置は防犯
の一助となることは確かでございますけれども、防犯は防犯灯を設置すれば解決するというもので
はございません。みずからや、また保護者、地域の方などの御協力による見守り体制づくりが必
要でございます。通学路にすべて防犯灯を設置することは現実的に不可能でございます、また、
環境の負荷の面からも望ましいとは言えないということでございます。

ちょっと重複しましたけれども、それぞれの立場から御答弁をさせていただきましたが、防犯
灯については鋭意設置に向けて努力をいたしてまいりますけれども、すべてに対応できる状況では
ないということも御理解をいただきますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） ありがとうございます。私が防犯灯の箇所を、通学路を全部防
犯灯を設置してくださいということを言ってるわけでもございませんので、その辺はあしからず御
了解いただきたいと思います。

負担の問題とかいろんなものがございしますが、特に通学路に対しては、近年、不審者が続発し
てるというような話も、町内ではございませんけれども、町外ではそういうところが、事例があ
ったりはするわけでございますし、特に安心・安全な町というところでは、子供たちもそういう
ことを、地域の方が見守っていかなければいけないこともあるわけでございますけれども、一つ
の例を言いますと、法中の土手の整備につきまして、もう少し一考できないのかなというような
ことがありましたものですから、今回こういう提案をさせていただいたところでございます。特

に通学路の問題でございますので、これは教育委員会の部署にもなろうと思いますが、通学路にとって防犯灯がなくて事故があった場合、通学路指定したときにどのような状況なのか、通学路指定をしたことよっての指定の何ですか、権限的なものはどうなのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。通学路の認定につきましては、各小・中学校の方から認定協議が上がってまいります。それに基づきまして、教育委員会の方で通学路として認定をしているというのが現状でございます。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） そういう状況の中で町の教育委員会が承認をして通学路を指定しておられるというような状況になっておると思うわけですが、特に子供たちが下校するときに、いつもこういう薄明るい状況だったらいいんですけども、どうしても日没が早くなり、そしてそういうときに暗くなってしまうと、なかなか危ない。先ほど町長が言われるように、いろんな方で保護者の方や学校行事のときには先生方が指導して、通学路の見回りってというような格好でしとられるということでございますけれども、それと同時にやっぱりそういう設置を取り組めるような、確かに法勝寺の土手というのは、一級河川でもございますし、なかなか難しいという状況もあろうかと思っておりますけれども、例えば一つの例としまして、ぼんぼりがわりに桜の木にそういう配線を利用してすることもできないのかと思ったりはしてるところなんです。その辺につきましてはいかがなものでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。仲田議員御指摘のさくらまつりのときには、確かにぼんぼり等をつけて明るさを保っております。しかしながら、この間も日野川河川事務所の方に協議というか、行ってお話をしてまいりました。その中で一年じゅうぼんぼりをつけておくことについては、やはり占用許可の関係上、ちょっと難しいというような回答をさせていただきます。そういう意味では、冒頭申し上げましたように、祭り等の一時的なぼんぼりの設置については、これは占用の許可が出ているようでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私も日野川水系の法勝寺川が一級河川でございますので、河川事務所の方のそういう占用という問題があるというのは重々わかっているつもりでございますけれども、何かいい方法がないのかなということで、このたびこの質問をさせていただいたわけでござ

ざいますけれども、これはそういう通学路が防犯灯が幾らか設置すると、ある面ではそこを何ていうんですか、ランニングコースだとかジョギングコースみたいな格好にしていけるという一つの何か手だてができるんじゃないかなという、私なりの思いもあるんですが、そういうような格好で何とかできないのかなというようにことを思ったものですから、強くお願いをしたいなということで提案させていただいた次第でございますが、河川事務所の方でなかなか、一時的にはよくても長期には難しいということだということでございますが、他の会見第二小学校の方も未整備というようなことございますが、これは一度にぽんとやるということとはなかなか不可能ではあるかと思えます。予算的な問題もありますが、逐次取り組めるような方法はどのような考えでしておられるのか、その辺についてもお聞かせ願いますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。昨年の設置33基でございますが、これは過去たくさん要望いただいた中でなかなかつけていけなかったもの、予算がなかなかちょっと難しくつけていけなかったものがございます。確かに場所によって、電柱共架になれば安いんですけども、専用柱が必要になったりしますと、1基当たり10何万円というものが必要になりますので、なかなか設置が難しかったと。ただ、その中でも一応優先順位をつけさせていただきながら、緊急性の高いところ、そういう通学路とか暗いところがあって危険なところ、あるいはそういう事象が発生したようなところについては重点的につけてきた経過があるということでございます。昨年は、その残りの部分も含めまして予算をようけつけてまして、大体その分についてはつけていたんじゃないかと考えております。先ほど二小の関係が出ましたが、一部要望の中ではつけておりますので、今後もそういう要望の中で学校の要望、それから地域の要望、そういうものをあわせながら、中を検討してつけていきたいと考えております。

先ほど河川の関係が出ましたが、現実はその土手に占用柱を設置するということは非常に困難と考えております。ただ、近くに電柱があってそこにつけてるものは過去にもございますので、あるいは河川の樋門のところにあたりもします。部分的でございますけども、そういうところにつけてる分はございます。あと、過去には、4基ほどですが、土手の下の方から民地を借り上げてつけたものもございますけども、これはかなり費用がかかりまして、なかなかそれをすべてやっていくということは現実的にちょっと困難であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長です。仲田議員さん御指摘の、特に法勝寺中学校生徒の通

学路に当たってございます、法勝寺川の土手の街灯の設置ということでございますけれども、これは先ほど町民課長が説明しましたように、非常にこれも土手が堤防の機能もあるということから、その中にはやっぱり幅とか高さとかが、それぞれ河川法等によって定められているようでございます。その中には、あくまでも構築物が設置をできないということでございますので、ある程度石垣を積みながら土手を広げていくとか、そういう結構大がかりな工事等も必要な箇所が相当数出てくると思われまます。そういう意味で、町長の方からも答弁がございましたように、かなりハードルの高い事案なのかなという認識をしてございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 答弁ありがとうございます。難しいということが教育委員会の方からもありましたけれども、一部そういう事例もあるようでございます。なかなかこの問題は通学路だから全部せえということ言われる方もございますし、そういう環境状況だからできにくいという設置場所の問題、そういうものもありますので、あえてきょう聞いておられる皆さん方に理解していただくためにもこういう問題を提案させていただいたわけでございますが、ただ、中には、下校時に無灯火で帰られる生徒があって、私も以前ランニングをしたときに、逆に言うと、無灯火の生徒さんとぶつかりかけたというようなこともあったりしてるわけでございますが、そういう防犯の意味も含めてですが、そういう通学路に対する指導については、どのような感じでやっておられるのか、その辺も含めてお聞かせ願えませんか。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。今、議員の御指摘にあったとおり、学校につきましては、下校指導という形で小学生、中学生含めまして、生徒指導上の中の指導を行っております。特に中学生につきましては、自転車等を使っておりますので、当然ヘルメットの着用も含めまして安全な下校ができるような指導をしておりますので、今、防犯灯の件がありましたけれども、防犯灯の設置云々ということ、ちょっと置きまして、今現時点でできることを精いっぱいやっていくべきだと思っておりますので、安全な下校ができますように、今後とも学校と協力し合いながら指導を強化していく。並びに家庭、地域、地域振興協議会の方とも協力していきながら、安全な下校ができるような指導を今後ともしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。通学路の安全・安心について、防犯灯の観点から御提案をいただきありがとうございます。

先ほど次長の方が申しあげましたように、学校の方が通学路を指定をするわけでございますけれども、そのときにやはりまずその段階で一番安全なところを通して登下校させるということで、まず通学路の方を設定をするという、これが大原則でございますので、そういう意味で通学路は基本的により安全な道路になってるといふぐあいに考えております。

今、桜土手の話がございました。先ほどの町長の答弁にもございましたように、やはり季節によって同じ時刻でも明るかったり、薄暗かったりするわけでございます。そういうところに、防犯灯を、通学路を明るくするという意味合いでつける、これも一つの案かもしれませんが、もしかすると、まさに季節によって、季節によって安全なところに通学路を一時変更する、こういうことも選択肢なわけでございますので、そういうことも含めた中で安全な通学路をその都度設定をしていきたいというぐあいに思っております。

通学路に対する要望については、基本的にはPTAの皆さん方からいろいろ要望をお聞きいたします。先ほど、田住の農道っていう話が出ました。今、PTAの皆さん方に申し上げているのは、もちろん我々の方に御要望いただくことは、もちろん結構でございますし、我々も努力をしたいというぐあいに思っておりますけれども、もう一つの観点として、やはり地域振興協議会の皆さんと御相談をしながら、安全・安心な地域づくり、そういう観点からしっかりと御相談をしていただいて、防犯灯の整備について、必要な箇所にはそういう方向で行政の方をお願いをしていただくと、こういうような道筋をアドバイスをしながら対応してるところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。なかなか地域振興協議会の中で見えないところ、何かというと、集落と集落を分かれるところっていうんですか、連結するところが、こう地区と地区で合わないところがあると思います。だから、100%地域振興協議会だけでというわけにもなかなかないところがありますので、それにつきましては先ほど言われるようにPTAというようなものもあろうかと思っておりますし、いろいろ審議いただきながら前向きに取り組んでいただきますことをお願いし、今、子供の数が少なくて少子でありますために、どうしても子供に対して目が、包含していこうという雰囲気があるかと思っておりますけれども、やはり行政でやれるところ、それから地域でやれるところ、それから個々人でやれるところってというような格好で、いろいろ役割分担ではありませんけれども、確認し合いながら、防犯灯なり通学路についてはこうだよってというようなことを保護者の皆さん方にもきちっと説明しながら対応していかないと、先ほどありましたように、通学路だけ全部何でもせえってわけではございませ

るので、その辺のところは確認をしていただきながらお願いをしたいなと思います。

最後になりましたが、私はせっかくそういう防犯灯等が少しでも設置しながら、明るくなれば、何かそこでまちづくりが展開できないのかな。逆に言うと、健康づくりの利用をすることによって、何かそこは安全なゾーンですよというような格好もできはしないのかなというようなことを思ったものですから、こういうものを逆手にとった取り組みというのを一つ、今後は一つのキーになるんじゃないかなと思います。

世知辛い世の中かもしれませんが、そうではなくて、地域で支え、地域で取り組めるようなものを子供たちと一緒にやってやるということも、声かけも必要ですし、そういうためにもこういう防犯灯、あるいは通学路を通した中でやっていくべきじゃないかなと思うわけですが、その点について教育長の方の御意見をいただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。御提案ありがとうございました。

仲田議員さん、おっしゃられますように、ただ単に防犯灯がついて明るくなったということだけでなく、やはりそういうもの、さまざまな形で活用することは可能だろうと思いますし、工夫次第で、ある意味では楽しいことがたくさんできる、元気が出る、そんなこともあろうと思いますので、またそういう視点からも考えながら、通学路の安全対策というものをきちっと対応してまいりたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。ぜひ、今後とも教育現場におられる皆さん方でございますので、私があえてそういうことを言いませんけれども、ぜひ子供たちのために計画的に通学路の防犯灯設置に向けて取り組んでいただきますことを重ねてお願いしまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で、2番、仲田司朗君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 続いて、1番、板井隆君の質問を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。議長よりお許しをいただきましたので、通告をしております観光振興施策について質問をいたします。

午前中に秦議員からも同様の質問があり、重複する部分もありますが、私は若干違った視点から質問をさせていただきます。御答弁をよろしく願いいたします。

町長は、平成24年度の予算に当たり、古事記編さん1300年など、再活の町として新たな取り組みにより、活気あふれる町政の発展を願い、積極的な予算編成としたと所信表明をされました。古事記編さん1300年を迎えるに当たり、平成23年度は、町道から赤猪岩神社に向けての道路と駐車場の整備。新年度では、売店やトイレの設置を含め、さらにさまざまなイベントの開催が計画され、大国主命の復活の地、再生のパワースポットとして赤猪岩神社と清水井の地域資源を活用し、観光産業と地域の活性化をねらい、南部町のPRに取り組まれるこの施策に対し、エールを送る一人であります。

そこで、今後の南部町における観光振興についてお伺いいたします。

現在、南部町には、県内最大観光施設であるとっとり花回廊があり、年々来園者は減少しながらも22年度の来園者は38万人となっています。花回廊来園者の動向は国立公園大山や境港の鬼太郎ロードに移動し、南部町にとどまらない現状であると思います。古事記編さん1300年に当たり、赤猪岩神社が観光の2次スポットとして役割を果たし、さらに3次スポットとして、緑水園の近くに完成しますイノシシ解体処理施設によってジビエ料理で特色のある料理の提供が可能となる緑水園の存在を発揮させ、花に触れ、歴史に触れ、食を堪能する、地域ツーリズムの観光振興対策を進める必要があると考えます。

また、あいみ手間山振興協議会では、古事記編さん1300年を地域の活性化を起こすチャンスととらえ、手間要害山の整備や寺内農業法人との連携で、古代米の栽培により特産品の開発に取り組む計画がなされ、地域振興の起爆剤として、赤猪岩神社の復活再生に大きな期待を寄せておられます。また、農業委員会では、沖縄県伊江島の研修で感銘を受け、緑豊かな農村地域で自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動グリーンツーリズムと、自然、歴史、文化など、地域固有の資源を生かした地域融合を目指す活動エコツーリズムを南部町にも取り入れ、農業振興対策と高齢化する農業従事者の活性化の一助になればと、対策の検討がなされていると聞きます。

観光振興対策は、午前中の秦議員の質問にもありました人口減少の対策として、地域の魅力を最大限に発揮することで、町民から選ばれる地域となり、南部町で触れ合い、泊まってみたい、交流人口をふやすことで、人口減少時代の都市間競争を生き抜く自治体として、地域観光振興施策も必要であると考え、以下3点について対策を伺います。

1つ、観光振興施策の古事記編さん1300年の位置づけについて。2点目です。観光施設や地域住民との連携について。3番目に、グリーンツーリズムの推進について。

以上、3点について伺い、壇上からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 板井議員の御質問にお答えをしております。観光振興についてでございます。

近年、国や県におきましても、観光が貢献するであろう地域経済の活性化、雇用の機会の増加、健康の増進、豊かな生活環境の創造、国際相互理解の増進などに期待し、観光立国、観光立県の実現に向けて、観光推進は重要な施策の一つとなっております。南部町でも観光振興を通じ、町内全体の活性化が図られるように事業を計画してまいりたいと考えております。

まず、観光振興の古事記編さん1300年の位置づけについてのお尋ねでございますけれども、予定しております事業の内容については秦議員の質問の際に説明申し上げましたので、これは省略をさせていただきます。

山陰地方に点在する古事記ゆかりの地は、神話、歴史、文化に興味をお持ちの方々を中心に注目を集めておりますが、編さん1300年という記念の年を迎え、観光素材としての位置づけも大きくなってきております。旅行会社が神話ゆかりの地をめぐるツアーを企画されたり、個人旅行でも古事記にまつわる場所を訪ねるという方がふえていていると聞いておりますので、全国的に知名度の低い南部町を広くアピールする絶好の機会ととらえて、情報発信やイベントを計画したいと思っております。もちろんとっとり花回廊、緑水園や緑水湖周辺の観光施設にも来訪していただき、南部町の歴史、文化、自然に触れ、南部町の魅力を体験していただきたいと考えます。そのためには関係施設との連携が重要であると認識しておりますので、相互で情報の共有を図り、より多くの皆さんに南部町へお越しいただけるように努めます。さらに、新たに作成します観光パンフレットに、散策コースの案内を掲載したり、南部町の自然、歴史、文化、建造物などを掲載したなんぶ100選を増刷し、より充実した情報発信をしていきたいと考えております。

次に、観光施設や地域住民との連携についてのお尋ねですが、現在も町内の観光資源について、地域の皆様に環境整備や管理など御協力をいただいている場所がたくさんございます。蛍の保全や育成は、金田川はたるの里、桜の保全や管理は河畔倶楽部、天津クラブ、殿山古墳は三崎区、天宮さんは御内谷区、越敷山は田住老人クラブ、小松谷城址は金田区、清水井は清水区、観音滝は赤谷区などがございます。地域の皆様が愛着を持ち、整備に御協力いただくことで広く点在する観光資源の維持ができておりますので、大変感謝をしております、この場をかりて厚くお礼を申し上げます。

また、あいみ手間山地域振興協議会は、古事記ゆかりの要害山の整備を計画されるとお聞きしておりますし、赤猪岩古代米と銘打って、寺内農場での古代米栽培に取り組む計画を持っておられますので、これを機会にアワやヒエ、ソバなど古代より日本人が食べてきた雑穀を栽培された

らとアドバイスもいたしているところでございます。また、現在、町道赤猪岩神社線の拡幅改良工事完了後にできます駐車場スペースに売店の設置も考えております。これは、管理運営を地元や観光協会にさせていただくことをお願いしており、協議中でございます。売店を地元の皆様の創意工夫により管理運営していただき、地域の活性化につなげていただき、さらに地域のことをよく御存じの皆様に来訪される方々をもてなしていただくことで、地域間の交流をより深めてもらうことを期待しております。

さらに、来訪者向けの土産品の開発支援も実施しておりますが、緑水園や東西町地域振興協議会が開発に取り組んでおられます。来訪される方は記念の品を希望されることが多いですから、町内の方がつくられたオリジナルなものが土産品として販売されると、とても喜ばれるのではないかと思います。新年度も開発支援補助金を予算化しておりますので、ぜひ町内の個人、団体の皆様には新たな土産品を考えていただき、商品化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

最後に、グリーンツーリズムの推進についてでございます。観光振興対策の一つとして、南部町ではどのように対応していくのかということでございます。観光旅行の形態が多様化し、少人数の観光旅行の増加により、以前のような団体で大型観光施設をめぐるツアーは減少してきております。反面、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であるグリーンツーリズムと、自然、歴史、文化など地域固有の資源を生かした地域振興の融合を目指す活動であるエコツーリズムに関心が高くなってきております。自然や歴史、文化に恵まれた南部町には、グリーンツーリズムやエコツーリズムの取り組みが可能な条件は十分にあると言えます。以前から、緑水園では、都市部の子供たちに向け、夏休みのキャンプ交流や個人の農園の方々による収穫体験の取り組みがありますし、議員がお話しになりましたように、今後、地域振興協議会と農業法人が連携し、都市との交流促進の計画もお聞きしております。また、農業委員会では、平成22年11月に沖縄県東村と伊江村におけるグリーンツーリズム、エコツーリズムの実態をごらんになり、農家に泊まってもらう農家民泊や農業体験を通じた交流が、地元の高齢者の生きがい対策になっている実情や、経済効果についての視察研修をされました。視察後、南部町においても農業振興対策の一助となればと、町に対してグリーンツーリズム、エコツーリズムの推進について進言いただいております。現状での農家民泊などは、まだまだハードルが高いところもありますが、長年国際交流でホームステイをしていただいている御家庭も多数あり、民泊に対する理解も得やすいのではないかと思います。

しかし、まだ、グリーンツーリズム、エコツーリズムについての取り組みはこれからというところでございますので、今後、町内の皆様に関心を持っていただくような機会をつくっていき

と思います。特に、体験については、新たなものをつくり出すのではなく、現在ある活動や進めておられる交流を活用することを検討してまいります。

推進に当たりましては、産業課、企画政策課、観光協会が連携し、農業委員会や地域振興協議会、集落の御協力をいただきながら事業を検証、計画してまいります。

また、平成25年度には鳥取県西部地域を会場に、エコツーリズム国際大会が開催される予定でございます。新年度になりましたらエコツーリズム国際大会実行委員会が設立をされて、次年度に向けて人材育成、啓発活動、受け入れ環境整備、情報発信などに取り組む計画とお聞きしております。南部町も西部圏域の一員として、また南部町でのエコツーリズムの推進を図るため、協力していきたいと考えております。

以上のように、観光振興により活気あるまちづくりを進めてまいり所存でございますので、御理解と御協力をお願いいたしますようお願いして、答弁とさせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、最初、順番に沿って、もう少し深く御質問、また御答弁いただければと思いますのでお願いします。

まず、観光振興に対する1300年の位置づけですが、先ほども何回も言っておりますが、午前中、秦議員も予算についての、新年度予算についてのことを話をしておられましたけど、もう少し私もその辺についてお聞きすればと思っております。

まず、古事記の神話のゆかりの地との連携ということで、神話博しまねへの参加ということで午前中はホームページに載せたり、また、観光のパンフレットに載ったりということになってるんですけど、それ以外に、もう少し実益的な計画的なものがあるでしょうか。ちょうど私もきのう、神話博しまねということでホームページから出してきたんですけど、7月の21日から11月の11日まで、出雲大社を中心として大きな会場がつくられ、たくさんの方を来てもらえるというような計画、実行委員会の方で計画がなされてるようですけど、そちらの方とどのようなかわりをやっていかれるのかということも、もう一度お聞きします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。島根県の方と具体的に連携を持って、何かにイベントに積極的にかかわり合いを持ちながらというところはございません。ただ、せっかく島根県の方でそういった大きな入り込み客がございますので、この方々を南部町の方というような意気込みで広報やパンフレットなり、それからホームページやそういったもので周

知をしているというようなことでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） ありがとうございます。そうすると、やっぱりちょっと押しがいま一つ足りないのではないかなと思います。そういった中でやはり島根の方に、島根の神話博の方に来られる方、それからやっぱり直接もう花回廊の方に来る方もおられます。そういったところにも、やはりそういった赤猪岩神社、こちらの方のPRをし、例えばツアーを1つのツアーをつくっていただいて、花回廊に行って、赤猪岩神社に行って、それから緑水園で食事をしてからそれから町から出ていただくと。ちょっとでも長く滞在していただけるような仕掛けづくりということで、そういったようなものをつくって、例えばエージェントに売り込んでいくとか、エージェントがいろんなものを組んでいくのはいいんですけど、それはあくまでもこちらは待つだけの状況だと思います。やはりそういったようなものを、ツアーを組んで、エージェントに売り込んでいくというような、やっぱりもう少し積極的な姿勢といいますか、体制づくりも必要ではないかというふうに思いますけど、その点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。エージェントにということでございます。まだ具体化ということはしておりませんが、協議をさせていただいているのは、JRの方と協議を、お話をさせていただいているところでございます。それは、JRでお越しになる方が次に、でございますので、車が自家用というんじゃない、車の手段がないということから、レンタカーなり、そういったようなレンタカーを使われる際については、何らかの助成をすると、回数券なりというようなところも、このたびの24年度の補正でもお願いをしている、手だてもお願いしているところでございます。JRの方とも下話というんでしょうか、そういったものも進めておるところでございますし、やっぱり単町でやるということになかなか限界がございますので、島根県とのかかわりはそのようにやっておりますが、やっぱり県の西部、この地域一体の連携を持った取り組み、それはゆかりの地がございますので南部町を通過して西部のゆかりの地、古事記ゆかりの地をめぐるっていただくような、そういったようなルートも鳥取県西部を中心に、県の西部の総合事務所との御協力をいただきながら、ひいては鳥取県全体でいきますと、白兔神社からスタートでございますから、そういった県を通した一体的なルート、それから西部を通るきめ細かなルート、そういったものを提案をしまいる、協議をしまいたいというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 1 番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。ぜひそういったような形で、逆に言えば、花回廊に来てくださってる方ばかりじゃなくて、赤猪岩神社に来られたお客さんを花回廊に行ってもらおうとか、それからお昼は緑水園でという、一つのやはり南部町の中でできることを十分に活用したツアーづくり、そしてそれにおけるPRをどんどん売り込んでいていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、観光施設や地域住民との連携ということですが、先ほど町長の方から答弁で、本当に私も知らなかった部分もたくさん観光施設、また、歴史的な施設の維持管理に地域の方々、地域振興協議会の方を中心に、地域の方々が本当にそちらの方の整備をしておられるというのを聞いて、本当に感銘いたしました。これからも大変ですけれど、地域のことは地域でやっていくという方向で、ぜひ御協力をいただきたいと思います。といいますのは、やはり県外から来られまして、まず何を見るかといいますと、周りを見て、自然を見て、その施設を見るわけなんですけど、ちょっとでもやっぱりごみが落ちてたり、整備がなされてないところには、必ずもう一回行ってみようという気にはならないというふうに思います。そういった面から、きれいにしてお客さんを迎える、もてなしの心を持って迎えるというようなことで、大変だとは思いますが、頑張ってもらいたいというふうに思います。

それで、その中で、あいみ手間山振興協議会の取り組みについてなんですけれど、先ほど話も、答弁の方でもありました。私の方も会長のところに話に行っているいろいろ聞いて、そういった取り決めがあるんだということは話を聞いて、きょうの壇上での質問の中にも入れさせてもらったんですけれど、振興協議会の方で次に困っておられるのが、つくってもらうまではいいんですけれど、その後の商品開発とか1次加工、2次加工におけるところまで、まだ行き着いてないという中で、きょう町長の方の答弁で、秦議員の答弁でありましたけれど、鳥取グリコのビスケットをこの古事記1300年に合わせて、新しいビスケットをつくってもらうんだということで、その中で古代米を使ったりしてビスケットをつくったらどうかなというような話もしておられました。そういったのでいけば、その3反ぐらいの田んぼに赤米をつくれるということで話を聞いておりまして、少しでもそういったような形で消費場所、消費ができれば安心した植えつけとかもしていただけるというふうに思っております。ぜひそういったような形での御協力をいただければというふうに思っておりますけれど、その点についてよろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。この神話で赤猪岩神社の、これを契機にして、こういうさまざまな地元の方々の動きができるということは大変好ましいことだと

思いますし、我々が期待をするとおりのことだと思いますので、積極的に御支援を申し上げたいというふうに思いますが、製品化への課題なり、それから、それができましたときの販売への不安なり、そういったものがございますので、観光サイドだけではございませんので、産業課サイドも含めて応援してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。やはり地域が、地域でそういった新しい観光施設、そういったスポットができれば、必ず地域も振興といいますか、活性化は必ずできてくるというふうに思っておりますので、ぜひそういった目でおっていただきまして、この地域の振興に協力をしていただければというふうに思います。

次に、3番目ですけど、グリーンツーリズムの推進についてということで質問をさせていただきますと思います。

先ほど町長の方の答弁でもありました22年に農業委員会の方が沖縄の方にそういった目的で伊江島の方に行かれたときに、本当に感銘をして帰ったんだというふうに会長さんの方からも聞いたんですけど、これもホームページの方からちょっと出してみました。伊江島の修学旅行へのお誘いということで、6ページぐらいにわたって、どういったようなことをするかということがつづつあるものを出してきた中にありますのは、これはもう子供たちですね、修学旅行ですから。子供たちを対象に来ていただくようなことの手段といいますか、を打っておられるわけなんですけれど、伊江島に行って子供たちが変わったと、そんな声がたくさん届いていますとあります。伊江島での課業体験は農業、漁業体験などにとどまりません。手伝いの中で肌で感じ、戦争体験や脈々と受け継がれている琉球の歴史までも人と人との触れ合いの中で学び、自分の力で何かを見つけるものです。わずか1泊2日の体験でたくさんの子供たちが第2のふるさとを自分の中に見つけていますということで書いてあります。体験受け入れ民家としては、いろいろなことをやっております。農業ばかりではなくて、畜産業や漁業、それから食堂や弁当店などの手伝いとか、多分手伝いとしては非常に短いとは思いますが、そういったのを多分子供たちが選んで、中学校がやってる職業体験と同じような形だと思いますけれど、そういったことで1泊2日の民泊によるもの。そして、2泊3日になりますと、1泊は民泊体験で2日目は民宿やホテルに泊まるというような、そういったようなプランが組んでありました。

農業委員会の会長の方から話を聞いたんですけど、帰るときには子供たちが涙を流しながら帰っていった。やはり1泊2日でありながらも、そういったつながりが持てたということで、持てるということで子供たちにとっては新鮮な思いで体験をして帰って、これが第2のふるさとと

してやってるのではないかなと思います。

先ほど町長も答弁にありましたように、南部町もそういった面からいけば、たくさんの新しいもの見つけなくてもたくさんのもがあると思います。そういった中で、このグリーンツーリズム、そして、エコツーリズムというものは十分に可能だとは思ってるんですけど、その辺の流れの中で、今、南部町にとって何が足りないのかということ、もしありましたらば御答弁いただければと思います。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。グリーンツーリズム、エコツーリズムという、いわゆる体験をして、地域に体験をして、そのよさを知っていただくというようなものだと思いますが、その中で滞在、泊まって、民泊をするというようなことでの板井議員の質問でございましたが、確かに国際交流ではハンリム大学の子供たちを20年間近くも国際交流としてホームステイをされたという西伯町の時代。そして、今、南部町の時代での実績がございます。しかしながら、この民泊という、そういった以外の民泊というまだ経験がございません。そういう意味で、まずそういう民泊というようなハードルを下げるというんでしょうか、こういうもの皆さんにお知らせをいたして、できるんだなあというような機運づくりというんでしょうか、そういった意識づけというんでしょうか、そういったもののお知らせを、まずしていくことが大事ではないかなというふうに思っております。まず一歩というようなことが、まだ踏み出せていないという状況でございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今、課長の答弁したとおりでございますけれども、私も会長の方からその視察の報告を伺っております。非常にそういう意味では南部町にそういうグリーンツーリズムやエコツーリズムの要素を取り入れて、まちづくりに生かしたらいいなという事は思っているわけです。ただ、よく考えていただきたいと思っておりますけれども、他人を宿泊をさせてお金をいただくというのは、これは旅館業法というようないくつか法律があるようであります。特に衛生の関係、それから安全の面、そういうことについてしっかりと対応をせんといけんということでもあります。また加えて、この食事、一定のその辺にあるものを出しておけばええということには、これはならないわけでありまして、当然安全に配慮したおいしいものを提供していかなければこれいけないわけであります。要は、人をお招きして商売でお金を取ってやることについては、ハードルがいろいろあるわけです。ハンリム大学の学生さんをお迎えして、民泊していただくのは、これはお金を取っておりませんので、本当に家庭的な雰囲気の中で家族

同様にしてやっているわけですが、そういうハードルがある。そうしますと、町の方はやっぱり何をやるのかということですが、私は都会の方の子供様を南部町に来ていただくことは、これは不可能ではないと思います。それは、文部科学省がカリキュラムの中で農村体験を位置づけておられて、ですから、授業したことになるんですね。ですから、そういうぐあいにはどっかの町と話をしていけば、来ていただくことはできる。しかし、先ほど申し上げたような受け皿というものをきちんと整備しておかんと、よそ様の大切な子供さんなど預かって、食中毒が出たり、そういうことになってはいけないわけでありまして、私はそういうことについて応援をしていくというのが行政の立場ではないかというように思うわけです。例えば講習会をするんだとか、あるいは宿泊ができるような改造などに支援をするんだとか、そういうことだろうというように思うわけです。

もう1点は、ただ来て泊まって、帰るだけでは、これは意味がないわけでありまして、そうしますと、やっぱり体験というものがなければおもしろくない。そういう体験を具体的にコーディネートできる力というようなものも必要になってくるわけです。体験をコーディネートできるということでは、例えば南さいはくの振興協議会で、いろいろ森の学校などを使って都市の子供たちを招いてやっておられますけれども、ああいうことをきちんと仕組んでいく能力がないと、なかなかよその子供たちを迎えてやるというのは、これは難しいわけでありまして、ですから、そういうことを研修なせる場を提供したり、あるいはどっかに視察へ行かれるのを応援したり、町の方はそういうことで支援をしていけばいいのではないかと、このように考えております。

それと、もう1点、最後になりますけれども、よそ様の大切な子供様を預かって、万一のことがあってはいけないわけでありまして。そうしますと、お預かりする間、やっぱりいざというときの救急医療体制というようなものも総合的に対応しておく必要があるというように思うわけでありまして、簡単に言っておりますけれども、なかなかこれは難しい問題であります。ただ、難しい難しいって投げかけておいてもいけませんので、今、南さいはくでやっておられるような取り組みを、森の学校でやっておられます。宝塚の子が来たり、米子の方が子供が来たりしておりますけれども、そういうことをやっぱり積み上げて、トレーニングして、そういう実績の延長線上に、それではさらに農家にまで広げてということになっていくのではないかとこのように思うわけです。視察していいところを見て帰って、何とかせえというのは非常によくわかるわけですが、ない物ねだりみたいなところがあって、自分とこの町の現状と比較すると、やっぱりそういう分野は随分出おかれておると、観光というようなことについては出しておられるという、そういう認識からスタートせんと始まらないのではないかと思います。

○議長（足立 喜義君） 1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） ありがとうございます。町長、それから企画課長言われるとおりだなというふうに思いますけど、ただ、それを打開していく方法というものを町としてもやっぱりやっていくためには、組織づくりというところからまず始めていかないと、町長も答弁で言っとられました。観光協会を中心としてということで、組織づくりということがあるんですけど、やはり私も組織づくりといえどどういうところかなと思って、町、農業委員会、商工会、観光協会、農事組合法人、町内の宿泊施設、それから体験施設。それから、さっき急な病気とか、そういったこと考えれば西伯病院さんにもなってもらってというような形で、やはり目的が最終的に達成されるかどうかはわかりません。あと、これに地域の、願する地域の住民の方々というのも一番大事なところにはなると思うんですけど、やはり組織づくりだけでもやってみて、みんなで検討してみる価値といえますか、そういったものについてあるのではないかなと、私自身は思うんですけど、その点についてどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。組織づくりということでございます。平成25年に米子でエコツーリズムの国際大会が、平成25年の10月にございます。それに向けまして、鳥取県西部でございますので、そういう実行委員会ができて、その受け入れ体制や、それから情報発信や、それから受け入れの環境整備だとか、あるいはガイドの育成だとか、そういったようなものの方向づけがされます。南部町といたしましてもせっかくの機会でございますし、24年は赤猪岩神社も含めた古事記編さんの年でもございますので、それらも町の魅力をどうつなげていくかというようなことも踏まえまして、そこにかかわり合いを持ちまして、その中で必要なもの、必要な皆様にお集まりいただくというようなことがあれば、お願いをしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） ありがとうございます。せっかく本当、このことしというのは、古事記編さん1300年という一つの大きな全国レベルのイベントといえますか、そういった迎える行事がいろいろなところであり、またこの南部町の赤猪岩神社、それから清水井もその中に大きく含まれる場所ということで、こういったものをきっかけに、それから来年には花回廊で全国植樹祭もあります。大きなこういったような観光にかかわるようなイベントが本当にこの南部町であるということで、こういった機運が盛り上がったときに、しっかりと観光施策をしていただいて対応を、大変ですけど、していただいてにぎわいのある南部町にしていきたいと

いうふうに思います。

最後に、町長の所信表明でありましたものをちょっと読んで、私の質問を終わりたいと思います。中海・宍道湖・大山圏域市町村会の設立で、広域的な視点での新たな時代を迎え、観光や産業分野で新たな潮流が生まれることとなりました。しっかりとした自治体の責任を果たしていきたいと考えます。観光振興で南部町を魅力のある元気な町にさせていただき、少子高齢化が抑制される、人口減少対策に至る施策を考えて、講じていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で、1番、板井隆君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は3時ちょうどです。

午後2時41分休憩

午後3時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、13番、亀尾共三君の質問を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番の亀尾共三です。議長から許可を得ましたので、これより3点について質問をしますので、どうぞよろしくお願いします。

1点目は、消費税増税反対の声を国に上げることを求めてお聞きします。

民主党野田政権は社会保障と税の一体改革と称して、消費税を2014年に8%、そして2015年に10%に増税する大増税法案を成立させようとしております。この計画に対し、国内と同様に町内の大多数の方の声を聞きますと、反対、このように申されております。野田首相は、消費税増税について、どの政権でも避けて通れない、このように言うだけで、今なぜ大増税か、そして、なぜ消費税なのかについては、まともな説明は一切できておりません。消費税増税には、私は3つの問題があると思います。1つは、むだ遣いを続けたまま大増税だということです。中止を公約したハッ場ダムや、また1メートル建設するのに1億円の費用がかかる東京の外郭環状道路など、むだな大開発を次々と復活させ、重大な欠陥が指摘され、完成もしていないF35次期戦闘機もかえるよう、そのための金に総額1兆6,000億円も費やし、一方では320億円にも上る貴重な税金、これを政党助成金、これの受け取りは依然として、声はありますが具体的にやめる、そのような計画は一向に上がっておりません。

そのような反面で、富裕層や大企業には年間1兆7,000億円の新たな減税をする。このようなむだ遣いを続けながら、増税など許せるものではありません。

2つ目の問題点。それは社会保障切り捨てと一体の増税だということです。老齢年金、障害年金の給付削減などを皮切りに、年金の支給開始を68歳から70歳までも先延ばしする、医療費の窓口負担をふやす。保育への公的責任を投げ捨てる、いわゆる子ども・子育て新システム、このような導入をするなど、社会保障のあらゆる面で、あらゆる分野で高齢者にも現役世代にも、そして未来を背負う子供にも負担増と給付削減という連続改悪を進める計画であります。社会保障と税の一体改革といますが、中身は一体改革ではなく、一体改悪であります。この正体をはっきりとあらわしております。

3つ目の問題は、日本経済をどん底に突き落とし、財政破綻も一層ひどくするものと言わざるを得ません。1997年に橋本内閣のもとで強行された消費税の5%への増税と医療費の値上げなど、総額9兆円、負担増は当時回復の途上にあった景気をどん底に突き落とし、その結果、財政破綻も一層ひどくなりました。税収の落ち込み、景気対策のため財政出動で、国と地方の長期債務はわずか4年間で200兆円もふえる、このような結果になりました。それなのに、今回はさらに大きな消費税の10%への引き上げ。このために13兆円の大増税にもなるのに加え、年金額の削減などを含めると、年間16兆円、既に決められた制度改悪による年金、医療などの保険料の値上げによる負担増を合わせると、年間20兆円もの大増税になる。このように伝えられております。また、日本経済の長期低迷と世界経済危機を口実に大企業のリストラ、雇用破壊のもとで国民の所得は大幅に減り、貧困と格差が広がり、多くの中小企業が経済難に陥り、地域経済が深刻な疲弊のもとにあるさなかの大増税であります。それは、国民の暮らしははかり知れない打撃を与え、日本経済をさらに景気のどん底に突き落とし、財政破綻を一層ひどいことにすることは明らかではありませんか。

今、東日本大震災の被災地では復旧、復興に向けた懸命の努力が続けられております。生活となりわいの再建に立ち上がろうという被災地にまで情け容赦なく襲いかかる増税を行うなど、常軌を逸した冷酷な政治と言わざるを得ません。南部町民の暮らしを最優先に考え、消費税増税反対の声を国へ上げることを求めてお聞きします。

まず1つは、消費税の大増税をなくしてむだ遣いをやめさせ、富裕層、大企業に応分の負担を求め、消費税の大増税計画はやめるべきと思いますが、どのように所見を持たれるでしょうか。

2つ目、社会保障と税の一体改革というが、財源を消費税増税に求めることは庶民に負担の増加をかけ、その上に年金、介護、医療など社会保障の切り捨てであります。内容は、一体の改悪

であると思いますが、どのように所見を持たれるでしょうか。

3つ目、1997年橋本内閣が、当時3%から5%に引き上げたことから、景気が後退し、そのために税額が減り、財政悪化を招いた。今回の10%の引き上げは、今現在より景気の悪化が進み、日本経済をどん底に突き落とす。そのため、税収額が減る。南部町でも同じで、所得減から税収入も減る。また、町民の生活を一層困難にさせると考えますが、どのような所見を持たれるのか、お聞きします。

次に、質問の2つ目であります。低所得者対策を求めてお聞きします。

地方自治体の本来の仕事は、そこに住んでいる地域住民の暮らしの基本であります。福祉の増進を図り、健康や不安を守ることであります。依然として続く昨今の不況下で大半の勤労者の収入は減っており、また、年金の収入で生計を立てておられるお年寄り世帯も給付額が減ったことから、家計の悪化が進んでいるのが実態であります。マスコミの報道によりますと、全国では生活保護世帯がことし205万人を超えたと伝えられております。低所得者世帯の暮らしは限界に近いと言わざるを得ません。本町にも病気で働けない人、働いても生活が苦しく、苦しい中には生活保護基準に該当する方もいると思われまます。地方自治の本旨に沿って、町民の暮らしを求めてお聞きします。

1つ目、生活保護基準は幾らでしょうか、お聞きします。そして、2つ目は、高齢者、高齢者一般として概念として65歳と私はと思いますが、ここから65歳以上の方の独居で、借家住まいの人、または持ち家の人、それぞれの町基準は幾らかお聞きします。3つ目、同じく高齢者の夫婦で借家住まいの人と持ち家の方のそれぞれの町基準額は幾らかお聞きします。4つ目、小学生1人と中学生1人、持ち家で夫婦家庭の保護基準は幾らか、これもお聞きします。

大きな3点目に、財産処分をお聞きします。

南部町の所有財産施設ゆうらくの全部の土地を社会福祉法人伯耆の国へ売却する計画は、これまで公式な場で一度も町民にはもとより議会にも説明、意見の聴取もないまま、本議会に議案の提出は唐突であると言わざるを得ません。ゆうらくは100%税金で建設した施設です。売却の理由が理解できるものでありません。議案の取り下げを求めて聞きます。

1つ、議案の提出は拙速であり、取り下げを求めます。2つ目、なぜ、土地を売らなければならないのか、お聞きします。3つ目、売却後のゆうらくの建物部分の借地料は幾ら払わなければならないのか、お聞きします。4つ目、ゆうらくの土地の購入価格と売却価格は幾らだったのか、これについてお聞きし、この場での質問は終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えをしております。最初に、消費税の増税反対についてでございます。

野田総理は不退転の決意で、内閣の命運をかけて社会保障と税の一体改革を打ち出し、今通常国会に提案すべく、野党への協議の呼びかけなどを行っていますが、野党の協力のめどが立たないばかりか、民主党の中からも反対の声が出るなど、見通しのきかない状況になっております。

議論がかみ合うように、この背景から少し説明をしておきたいと思っております。現行の社会保障制度の基本的な枠組みが構築された1960年代から現在に至る間に、社会保障制度の前提になる情勢は大きく変化をしております。まず上げられるのが、少子高齢化と人口減少社会の到来であります。1970年に7.1%の高齢化率は2010年には23%へ、合計特殊出生率は2.13から1.39へ減少し、先進諸国の中で最も本格的な少子高齢化社会となっております。雇用環境は、非正規労働者の増加で不安定なものとなっております。1984年に全雇用者の15%、604万人が非正規労働者でありましたけれども、2010年には34%の1,756万人と、2.9倍にふえております。また、家族のあり方も3世代同居の減少や高齢独居世帯の増加など大きく変容しております。世帯主65歳以上の単身、夫婦のみの世帯数は1970年に全世帯の3%で96万世帯でございましたが、2010年には全世帯の20%、1,081万世帯と、11.2倍にふえております。さらに、経済成長は停滞し、実質経済成長率は、1956年から73年度の平均で9.1%もあったものが、1991年から2010年の平均で、わずか0.9%となっております。

このように、社会経済情勢が大きく変化する中で、社会保障の機能強化を実施するとともに、制度の持続可能性の確保を図ることにより、全世帯を通じた国民の安心を確保する制度の構築が急がれていることは御案内のとおりであります。このことは、どの政党が政権を獲得したといたしましても避けて通ることのできない課題でございます。現行の制度を維持するだけでも毎年1兆円規模の自然増を重ねる社会保障費の安定的な財源確保策とあわせて、国と地方の借金が1,000兆円にも達する厳しい財政の健全化を図ることを目標に、消費税を初めとする税制抜本改革で安定財源を確保しようとするものでありと伺っております。

計画では、2014年4月より8%へ、2015年10月より10%へ消費税を引き上げるといふもので、増税分は全額社会保障の維持、充実に向けて、官の肥大化には使わず、すべて国民に還元、低所得者への配慮をすとしております。

消費税は税収が景気や人口構成の変化に左右されにくく、安定してること。働く世代など、特定の者に負担が集中することなく、経済活動に与えるひずみが少ないこと。高い財源調達力など

が特徴で、社会保障の資質を国民全体で公平に負担するという観点や安定した財源を確保するという観点から、社会保障財源調達手段としてふさわしいとされております。既に先進国では20%台の消費税が採用されてることは御案内のとおりであります。なお、財政再建との関係で申し上げておけば、デフォルトになりそうなギリシャの財政危機がユーロ圏の信用不安を引き起こし、世界経済に大きな影響を与えましたが、ギリシャやイタリアの国際金利が上昇して、大騒ぎになったことは記憶に新しいところであります。

我が国の財政も危機的な財政赤字に陥っており、わずか1%の金利上昇でも10兆円の新たな金利負担が発生するわけでありまして、本年度予算90.3兆円の国家予算のうちに42.3兆円の税収を見込む我が国の財政では、到底支払いに耐えられないと思います。

そこで、5%のうちの4%程度は、今の社会保障制度を守ることや安定化に使う。すなわち年金交付国債の償還費用などに充てるわけでありまして、国債で手当てしているものを税に振りかえるということで、財政再建へ向けての一步ということが出来ます。

社会保障国民会議の委員も務められた慶応大学の権丈教授は、我が国の幸運は、高負担、高福祉の北欧諸国よりも少子高齢化が進んでいながら、租税と社会保険料が国内総生産に占める割合の国民負担率が圧倒的に低いことだ。これほど莫大な債務を抱えてしまったのは、政府支出のGDP比がOECD加盟国の中では、下から数えた方が早いにもかかわらず、国民負担率がそれ以上に極端に低かったことによる。マーケットが日本にはまだ余力があると見ている間に本気を出せばよいと言っておられます。すなわち、消費税上げなど、なすべきことをなしていないので、マーケットはすることをすれば、まだ改善の余地があると考えているので、日本国債の暴落などになっていないだけということを指摘されております。

したがって、このたびの改革は、日本発のマーケットの危機を回避するための行動でもあると思います。

いろいろと申し上げてまいりましたが、このような事情を知れば知るほど、社会保障と税の一体改革に反対などできるものではないということになってしまいます。しかし、我が国の現状は、東日本大震災による復興の最中にあり、失業者もちまたにあふれるような経済の現状の中で、本当に今の時期の消費税値上げはよいのかと考えますと、逡巡する気持ちもわいてきます。

したがって、将来の消費税値上げの予定を定め、マーケットに財政健全化のメッセージを發出しながら、その時期の経済状況を十分に見きわめて施行するというような、弾力的な対応が必要ではないか。加えて、国民への説明を丁寧に行い、一層の理解を求めること、低所得者対策を講じること、さらには、行財政改革や議会改革などむだを削減する努力を徹底することなどが必要

と思います。以上まとめて答弁いたしました。

次に、低所得者対策を求めるということでございます。生活保護基準についてでございますが、生活保護制度は最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度でございます。生活保護を受給する要件としましては、保護を受けるときに、まず、自身の資産や能力を活用し、さらに親族による扶養や他の法律による給付を優先して活用することが求められます。それでもなおかつ生活に困窮する場合には、初めて保護が行われることになります。国が定める保護基準により1カ月に必要な最低生活費を計算し、これとその世帯の収入とを比較して、その収入だけでは最低生活費に満たないときに生活保護が行われます。国が定める保護基準は、生活様式や物価の違いなどによる生活水準の差に対応して、全国の市町村を6つの区分に分類しており、南部町の場合は6番目に分類されております。また、最低生活費は、世帯の人数、年齢、障がいの程度などによって個々に計算されますので、それぞれの世帯で最低生活費は異なるわけであり、国の定める保護基準をもとに御質問の世帯の最低生活費を計算しますと、ひとり暮らしの高齢者世帯につきましては、65歳の場合、1カ月6万1,640円になります。借家の場合は家賃分を別に加えることになります。高齢者夫婦世帯につきましては、夫婦とも65歳の場合、1カ月9万3,210円、70歳の場合は8万8,270円になります。借家の場合は同じく家賃分を別に加えることになります。小学生1人、中学生1人がいる夫婦世帯につきましては、夫婦とも40歳の場合、1カ月17万7,400円になります。なお、これらの世帯に収入がなければ、最低生活費を生活保護費として支給しますが、就労収入、年金収入などがあれば、最低生活費から収入認定した金額を差し引いたものを生活保護費として支給することになるわけであり、

次に、財産処分についてのお尋ねでございます。御質問に一括してお答えをしてみたいと思います。

このたび落合にある特別養護老人ホームゆうらくの土地売却に係る議案を上程させていただきました。まず、なぜ土地を売るのかということでございますが、認知症、高齢者の増加に伴って、南部町にグループホームの建設が必要となり、町内で介護保険事業を行っている社会福祉法人伯耆の国にお願いすることといたしました。伯耆の国ではゆうらくとの連携のもとで事業展開した方が何かと都合がよいということで、計画を進められ、建設用地の確保のために、町有地の購入希望を申し出られたのであります。このことは議会にも、全協などでも説明させていただいておりでございます。伯耆の国は、平成24年度から町内保育園2園の指定管理での本格的な運営、グループホームの開設と、事業拡大をされることから、法人として節目の年と位置づけら

れて、法人の自立と安定経営への道を真剣に検討されてきました。その結果、資産のない法人では自立も安定経営もおぼつかないとして、固定資産の購入取得を決断し、あわせて運営の努力目標として、町へ納入していた利用料名目の寄附金も一括で一定額を納付することで終了するとして、町との関係を正常化されるように申し出を受けたところであります。

町では、このような伯耆の国の運営方針を理解し、自立と安定経営を支援していくことにいたしましたので、御理解をいただきたいと存じます。

具体的に申し上げますと、資産の取得により運営資金の調達が容易になることと思われま。また、191名もの従業員を抱えて事業活動をされていますが、従来の運営方針では、いざというときにはだれも支えてくれない不安定なものとなっていました。この人たちの働いた汗が法人の資産形成にも役立ち、ひいては自分たちの労働環境の改善にも資すると思われま。大変よいことであると思われま。

以前から、土地と建物を一括して譲渡することが望ましいと思われま。協議してまいりましたが、土地については、グループホームの建設が始まるまでに決着したいとの伯耆の国の意向もあり、建物については、多額な修繕費用がかかることから、費用負担の協議をじっくり行って無償譲渡をしたいと考えておられま。大規模修繕の協議がまとまりましたら、また議会に相談させていただきますので、よろしくおられま。

土地の売却予定額でございますが、ゆうらくの用地は、土地開発公社から平成15年3月に1億7,573万6,768円で購入してありますが、これは、落合集会所の用地代418万円を含んでおられま。これを差し引いた1億7,155万6,768円で議会にお願いしておられま。売却後から建物を無償譲渡するまでは伯耆の国の土地に町の施設が建っている状態となりますが、借地料は払わないということで協議しておられま。

以上、経過を含めて答弁いたしましたけれども、このような協議結果であり、議案についても真摯に御審議をいただきまして、御賛同を賜り御承認をいただきますようによろしくおられま。上げまして、答弁といたしま。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁をいただきました。3点にわたってそれぞれに答弁をいただきましたが、1個ずつ再質問をしますので、答弁の方よろしくおられま。

まず、消費税のいわゆる国に声を上げるようにということを質問いたしました。町長の質問をくくりで見ますと、国へ声を上げるようなことはできないと。それで、消費税というのは、今の時期はなかなか難しいが、時期とあるいは経済情勢を見て、消費税というのは、やっぱりや

るべきだというぐあいな答弁だったと思います。そこで聞くんですけども、これが10%、5%から10%、いわゆる倍になりますね。そうしますと、町の税額というものは変化があると思うんですが、その点については幾らぐらい概算というんですか、予定されているんでしょうか、お聞きします。

○議長（足立 喜義君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 財政専門員でございます。財政の立場で申しますと、予算の歳入の部分で地方消費税交付金という項目がありますけども、この部分が影響が出てくるのではと考えております。現在の地方消費税交付金は、国分が4%、地方分が1%の割合でありますので、今示されております案の5%引き上げ分の国と地方の配分割合が、国が今、3.46%、地方分が1.54%で、その中の1.54%のうちの地方消費税分が1.2%という案が示されておりますので、現在の交付金の大体1.2倍ぐらいがふえるというふうになるのではというふうに考えております。24年度の町の地方消費税交付金の予算額が約9,000万ありますので、単純に計算しますと、1億800万程度、今の9,000万にプラスになるのではというふうに考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） なかなか大変だと、試算するのも大変だと思いますけども、もう一つ聞きます。多分財務省からの方は、恐らく公式の計算式というものが恐らく来てるんじゃないかと思うんです、私の想像ですよ。そうしますと、今の南部町民の負担が当然ふえると思うんですが、そういう公式の計算式というのが来てるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 財政専門員でございます。特にそういうものは来ておりませんので、今の段階ではわかりません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長にお聞きします。これは、確かに一般財源として入ってくるお金は、先ほど財務の係の人から聞いたんですけども、これにあわせて町民には新たな負担がかかるんですが、それについて非常に大きな影響があると思います。それについて町長はどのような所見を持っておられるんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。5%の引き上げで国は3.46%、地方は1.54%ということでありましてけれども、社会保障の充実に2.7兆円、1%分です。それから安定

化に10.8兆円程度使うということに、一応聞いております。町民の皆さん方の消費に、すべての段階ですべての人に税がかかるわけですから、決して暮らしがよくなったりということにはならんだろうというように思うわけですが、一方で先ほど申し上げたように、この社会保障の制度の安定化だとか充実だとか、そういう直接お金の目に見えない部分での恩恵もあるというように思うわけです。

したがいまして、私どもさっき答弁したとおりでして、これ大変なんだけれども、やっぱり受けていかざるを得んだろうなという思いでございます。結局、今の世代で全部終わってしまったら、それで終わりだという考えでございます。やっぱり子供や孫に荷物全部負わせんと。昔は胴上げ型、今は何ていうんでしょうか、騎馬戦型ですか、三、四人で1人支える。今後は肩車型といって1.2人で1人ぐらいを支えるような、そういうことがもうはっきり目に見えているわけですから、そのときにもう国には一切そういうお金も何もありませんと言えば、消費税どころでは済まんようになるというように思うわけでした、そういう意味からいえば、先ほど申し上げたように、これはやむを得んだろうなというように思うわけです。

町民の暮らしがどんどんよくなるということにはちょっと直接的にはつながらないでしょうけれども、制度の安定などを通じて、やっぱり安心して未来に展望できるような社会をつくっていくには、これは必要なことではないかと、このように思っております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 確かに町長も私と、生活が苦しくなるだろうということは一致したと思うんです。私は最初は基本的なことをそこから、壇上から言ったんですけども、税の負担というのはやっぱり能力に応じて納めるというか負担するというのが、これが原則だと思うんですよ。先ほども言ったんですけども、いわゆる庶民に対しては、消費税を倍にするということにかけておきながら、片一方では富裕層には減税をするということ。それから、大企業には、これは今内部留保金が、トヨタとかそういうところ合わせると240兆円のため込みがあるわけですよ。それで、それを全額はき出せとは言いませんが、そのために先ほど町長の答弁でもあったんですが、非雇用者が非常にふえてるという状況なんですね。そういう中でその人たちに、やはり正規雇用して一定の待遇を上げれば、所得がふえれば所得税がふえるということになって、よっぽどそれの方が気のきいた政策だというぐあいに思います。そのことは申し上げて、恐らくこれについて意見の一致があるかどうかわかりませんが、消費税のことについてはこの項については最後の質問としますが、このように富裕層からは下げ、庶民から取り立てる。そして大企業はため込んで非正規雇用を進めている。この状況についてどう思われますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。このような日本共産党の広報誌を送っていただきまして、志位委員長が質疑をなさっておられるものを読ませていただきました。一つ一つ読むと、なるほどもっともなことがそれぞれ書いてございます。ただ、いつもおっしゃられますね。大企業からもっと取れとか、それから国防費を削れだとか、そういうところがちょっと合わんところなんですよ。やっぱりグローバル化してくれば、垣根が低くなっていますから、大企業は安いところへどんどん行ってしまいますよ。今回でもそういう傾向が出ておるように聞いております。やっぱり大企業、持ってる人から応分の負担を求めるのは当然のことなんですけれども、私も当然だと思いますけれども、グローバルな企業は競争していますから、一方の国は10%しか税金を取らんと。我が国は高いということになれば、やっぱりそういう条件はある程度そろえていかないと競争にならんというように思うわけですよ。そうしますと、税の安いところへ出ていくというのは、これは必然的なことでありまして、私はそこだけターゲットにした税制というのは余りいいことではないのではないかとこのように思っております。いただくところはいただければええと思えます。それから、防衛の関係は、手ぶらでやれば危険な国が近所でございます。大きな国は国防費が何倍にもふえたというようなことを言うておまして、やっぱり独立国にふさわしい国防力というものは、私は持つべきではないかというように思っております。そういうところを削って国民の暮らしを豊かにするのはいいわけですけども、攻めてこられたりなんかしたら、さっぱりですね、終わりですね。そういうことを考えますと、なかなか全面的に志位委員長のおっしゃることに賛成できかねない、できないということございまして、おっしゃりたいこともよくわかりますけれども、先進諸国の中で極めて厳しい財政状況と、そして実際に消費税が低いという現実があるわけですし、その辺は受けとめていかざるを得んのではないかと、このように思っております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 消費税についての議論は終わりますけども、ただ参考までに言うておきますが、海外へ企業が求めていくのは、税の問題じゃなくて安い労働力だと、このことを言うておるのが多いですね。

最後にもう一つ、消費税の、町内の業者の方にいろいろ聞きました。そしたら5%は自分とこでかぶってると。でも10%になったら、仕方がない、もう上乗せせざるを得んなどということ言うておられますので、町内での、もちろん全国もそうでしょうけども、消費活動がマイナスになるということは指摘しておきたいと思えます。

次に、低所得者対策についてお聞きします。まず1つは、南部町の捕捉率というのは、幾らでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。捕捉率についての御質問ですけども生活保護の捕捉率というふうに……。

○議員（13番 亀尾 共三君） そうです。

○福祉事務所長（頼田 光正君） よろしいですか。南部町の捕捉率については、資料がございませんので、データとしては出ておりません。ただ、御質問であったように、国の方が平成22年の4月に初めて捕捉率ですね、生活保護基準以下の世帯のうち、実際に生活保護を受給している世帯の割合ということで資料が出ておりますけども、これは平成19年の国民生活基礎調査のデータに基づく推計に基づくもので32.1%。それから同じときに出てるんですけどもあわせて、平成16年の全国消費実態調査のデータに基づく推計としましては、75.8%という数値が出ておりますので、御紹介しておきます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 課長、これはこの捕捉率を算出するというのは、南部町ではちょっと無理だからできないということでしょうか。それとも、今のところはまだ調べていないということでしょうか。そのことについて。

○議長（足立 喜義君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長です。実際に生活保護を受けてる方については、申請に基づいて、本人の資産とか扶養義務者の支援をしていただくこととか、そういうこと等も含めて、受給要件を満たすかどうかを決めさせていただくような形になっておりまして、個々の世帯によって基準が全然違うということですので、調査自体が無理があるということがございます。国の方も、この調査に基づいてデータ公表をしておりますけども、これもその調査の個票、1人ずつの世帯の個票と一応生活保護の基準にある程度合わせて推計して出しているものでして、すごく労力等がかかって、時間と労力がかかっているデータだと思います。それで、2つの調査に基づいて出た推計もすごく率が違うというようなことから御理解いただけたと思いますけども、なかなか難しいということがございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 頼田課長と言いました、所長でしたね、失礼しました。

私、この質問したいということで、町内の方にお話を聞きに行きました。参考までに聞いてく

ださい。独居の女性の方です、年齢は86歳ですね。おばあちゃんに聞いたんです。国民年金の受給だけですかと言ったら、そうですよということだったんです。低い方は4万円台というようなことを想像するんだと言ったら、実際は4万には足りないと言っておられるんです。それで、その中からいわゆる後期高齢者の保険料ですね。これも、たしか4,000円と言われたと思いますね、月にすると。それから、介護保険料も2,000円、年金の中から引かれるということなんです。これはもうどうしようもない。どうしようもないというか、ここで町でどう手だてをしようにも仕方がないことなんです、いわゆる水道料金上がりましたね。それで水道料金は幾らですかと聞いたら、1,000円ちょっとだというようなこと言っておられましたね、1カ月。それから下水道では、近隣と比べるとちょっと高いというぐあいに私認識しております、どれくらいですかと言ったら、合併浄化槽を利用されてるんですね。それが2,500円かかるというんですよ。そのほかに、毎月お医者さんにかかる医療費だと。それから食べ物を、電気代とかそういうもの、生活必需品といえば食べ物とかそういうものだと思います。それと、ことしは寒いのに灯油をできるだけたかないようにしてるんだけどもということ、節約をやってても手元にお金はもう残らないと。それで、私は息子さんがおられるのは、同居じゃないですよ、離れておられるので、息子さんから言ったら、息子もこの不況の折で家族の生活がいっぱいと。それから家のローンが残っちゃったんで、とてもとてもそんな余裕がないと。むしろ私の方が余裕があれば助けてやりたいぐらいだという、そういう状況なんですよ。こういう状況を聞かれて、町長どうでしょう、せつかくですね、せつかくといえばおかしいですが、最近水道代上げられましたね。これについて、やはり支援するといえば公共料金の引き下げしかないと思うんですよ。それで、そういうことを要求するんですが、どうなんでしょうか、考えを。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。そういうお方が大変な思いで暮らしを維持しておられるということについては、本当に心が痛むわけでございます。そういう人の例をとって公共料金を下げてしまいますと、先ほどおっしゃった富裕層というんでしょうか、こういう人も一緒に下がるわけですから、私はいわゆる地方公営企業法の趣旨にのっとって出るものを料金で賄うという原則を崩さない方がいいと思います。むしろ、本当にこういうことで困っておられる方については、富裕層からの所得移転などを通じて、生活保護とかいろんな施策で救っていくべきだというように思っております。こういう例ですぐ公共料金を下げるという考え方には賛同できないわけでありませう。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長が言われる、確かにお金持ちも恩恵を受ける、余裕を持って払ってる、生活してる者まで下がるというのは、それは片方から言えばちょっとおかしな面もあるかもしれませんが。じゃ、改めて聞きます。所長、今、生活保護の依頼というかお願いというか、そういう話を持ち込まれて、きのうの答弁であったと思うんですけども、率とすれば、いわゆるクリアできるということになれば、どのぐらいのパーセントだとお聞きします。

○議長（足立 喜義君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長です。申しわけありません、ちょっと意図が。クリアできる率と言いますとどういうこと、もう一度お願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） いわゆる生活保護を受けたいがということで相談に来られます。そうすると、いわゆるできますよと、生活保護の認定を受けますと。いや、それはできませんというのがあると思うんですよ。あわせて聞くんですが、できなかった理由というのは、できない人もあったと思うんですが、主な理由というのは何だったのでしょうか、それをお聞きします。

○議長（足立 喜義君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長です。町長の答弁の方にもありました、議員さんの質問に対して。年齢と世帯構成とかによりまして国の定める南部町での基準が決まっておりますので、その最低生活費という基準に基づきまして、御本人さんの収入とか世帯とか、今言われました兄弟さんとか子供さんとかの支援とか、そういうものを勘案いたしまして、基準よりも収入が少ない場合は該当になってくるということになります。それで大体相談を受けまして、まだ生活保護に該当しないというような方につきましては、大体預貯金がありましたりとか、それとかあとは資産の関係がまだあるというようなところで、そこら辺を有効活用していただいてから申請の方お願いしますということで、御相談等は伺っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今、所長の話の伺って、いろんな面で預貯金があったりとか、いわゆる財産あったりとかそういうことで、なかなか生活の実態は大変なんだけれどもということがあると思いますけども、努めて十分に話を聞いてあげていただくことを、まず要望しておきます。

それでは、財産の処分についてお聞きしますので、よろしく申し上げます。

先ほど町長の答弁でもありました中で聞くんですけども、落合の集会所の部分の抜いた金額でいくということだったんですけども、2月27日の全協で現在の土地の評価というか、それはど

れぐらいでしょうかというのを聞きましたところ、土地鑑定士がはっきりと鑑定したわけではないけども、相談したら100万円ぐらいの差があるというようなことをおっしゃったと思うんですよ。きのうのこの議案についての差は10万円ぐらいだとおっしゃったのですが、一体どっちがどっちでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。10万程度の方が正しいです。全協でちょっと僕が数字を読み間違えてしまいました。申しわけございません。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 土地のことについてお聞きしますが、実は土地購入費がそのときで1億7,573万6,768円というぐあいに資料をいただきました。

そこでお聞きしますが、これは矢田貝工業の製材所の土地と、それだけでは間に合わなくて周辺の田んぼ、水田が含まれておりましたね。当然、造成費がかかっているわけなんですけど、その造成費が、内容はお聞きしますのでよろしくお願いします。土地代が幾ら、それと造成費が幾ら。恐らくそれ登記がかかっていると思います、登記の手続の。また、事務にかかわったこともあると思うんですが、それぞれの金額は幾らでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。用地と補償費で1億5,119万8,520円が用地と補償費です。工事にかかわるものは約900万、測量費で約900万、事務手数料で約647万円ぐらいかかっております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） これだけがお金がかかったということで、それでこのたび売却値段、売却される金額というのが1億7,155万6,768円で売却するというので、購入のときの金額が違っているわけですけど、このときの相違があるんだけど、それは落合の集会所が418万円だったということなんですね。これで聞くんですけども、そうすると、今回この金額で買った分で、いわゆる全協でも聞いたんですし、きのう同僚の議員からもあったんですが、いわば売却する財産というのが行政財産から今度普通財産に変わるということなんでして、そのことはどういうぐあいにされるのかということで、全協であったのは内部操作でできるというような答えがあったんですが、この操作はどういうぐあいにした、どういう操作なんですか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 行政財産を普通財産に変更するという手続は、行政財産用途廃

止決議書を課内の中で回して、決裁をとって、変更をさせていただいております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私見ますと、行政財産というのは公のところの財産なんですね。それを売却するというのは非常に理由が、行政財産を売却ということは難しいんで、普通財産な場合によっては売れるんだけど、用途変更ということをして課内でやって、それでできるというのが、じゃ、今までそれをやらずにおいたというのは、結局公有財産だからという、公のものだからということできなかつたということなんじゃないですか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。このたび伯耆の国の方から土地を買わせてほしいという申し出に基づいて、建物と土地を一体で協議した中で、その前段で土地を伯耆の国さんにお渡しするという手続として考えておりますので、問題ないというふうに認識しております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） よくわからないんです。私一つは、いわゆる公有財産の売却というのなんですけども、このたびこの予算書で見ますと、売却の入ったお金1億7,155万6,000円が入って、それでそのお金が今度は介護サービス事業特別会計に繰出金として1億7,155万6,000円か、をするという事は、つまりこれ繰り上げ償還をしてしまうということをするわけですね。そうすると、繰り上げ償還すると、いわゆる起債したもんは勝手にまだ売れただけでも、起債が終わってしまったらもう売れるよという、そういうねらいがあってされたんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどうなんですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。例えば借金をして土地に抵当権をつけておいたとします。その土地が、例えば道路用地か何かで売れてお金が入ったとします。そうしますと、その入った分を抵当権者にお返しをするということが一般の商習慣であるわけです。ですから、そういうことを前提に考えていただければわかると思いますけれども、借金をして購入をした用地が売れたら、それ自分とこで持ってほかのことに使ったら、お金を貸したものは怒ると思いますよ。ですから、それをお返しをするという繰り上げ償還をするということで、予算をお願いしているわけです。

それから、先ほど工事費だとか用地費だとか測量試験費だとか、いろいろおっしゃいましたけれども、とにかく町が土地開発公社から買った値段で売却をするということでもあります。落合の

集会所の用地までゆうらくに売ってしまうと、落合の方がお困りになりますので、これは除いておくということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 時間がもうありませんけども、お聞きします。

この間、きのうでしたか、あったんですけども、いわゆる繰り上げ償還については、財務とはまだ話が終わってないとあるんですが、合意のめどというのはどうですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私が聞いているところでは、繰り上げ償還は受け入れていただけるのではないかと、このように思っております。ただ、建物については、まだ話が完全に合意に至っておりませんので、この話はまだしていないということでございますが、さっきも申し上げたように、お借りした起債について収入があったわけですから、これ正直に財務事務所に申し上げて、お返しをするという対応をとりたいと。その後は財務事務所の御指示に任せなければいけんと。あるいは建物と一体的なら建物と一体的に返せとっておっしゃるかもわかりませんし、これはちょっと相談してみんとわからんということでございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） もう1点聞きます。財産の処分については、これはきちんと財務規則で決まってるわけでないんですけども、売却については原則は競争入札だと思うんですが、もうこれはちゃんと伯耆の国になってるということは、どういうことになってるんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。いわゆる競争入札にふさわしい物件というものがあろうかと思いますが、今回の物件はそういうことにはふさわしくないというように理解をいたしております。これは、造成費などを含めたいわゆる積算価格で買っていただく伯耆の国というものが、これは最も相手としてふさわしいというように思っております。従来からの経過から言っても、伯耆の国を除いてほかの方に買っていただくような考えは持っておりません。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は今土地を売ることは必要でないのではないかとということ。つまり必要性はないと、どうしてそれを売るのかということが理由がよくわからないということで、売る、売却する必要はないでないかということです。その理由は何だかといいますと、ゆうらくというのは、鳥取県が設立した特別養護老人ホーム、このことで倭で出発いたしましたね。しかし、県の行革によって、県から町へ移管されました。その後、町が出捐した法人伯耆の国をつく

ったわけですね。町がつくった施設を指定管理制度で委託しているのが現在です。伯耆の国は町が直接関与して職員が法人設立の準備を行った公益法人、社会福祉法人でありますから、言いかえれば社会福祉協議会のような存在だというぐあいに理解してもいいと思うんです。しかし、介護保険制度の導入によって、高齢者福祉施設が運営されることになったために人件費の削減などによって採算性が向上した。積立金を保有する状況にまでなっております。ちなみに、私が議会の方へ出ている資料を見ますと、伯耆の国の預貯金は2億8,861万8,588円。このことが出ております。これは去年の夏ごろの出た資料だと思いますので、若干その金額は違っていると思うんですが、そのように採算性が向上して、積立金を保有する状況になっておりますね。

○議長（足立 喜義君） 亀尾議員、時間がなくなりました。あと、まとめて。

○議員（13番 亀尾 共三君） つまり、法人の設立は町の職員が行ったと。町の出捐がなければ設立もできませんね。施設も旧ゆうらくの建てかえによって、町が用地を購入して、補助申請、起債等を行って建設したものです。そのような経過のある土地と施設を法人に売却する必要などはないと、このように思います。町の社会福祉法人に土地を売るか。それとも民間法人だから、ほかのところに売るか、そのような考えと同じではなかろうかというぐあいに思います。社会福祉法人の伯耆の国の設立段階から町がつくったものです。また、ゆうらく建設に当たっては、町担当課が公務で当たって、運営については町職員を派遣してきた……。

○議長（足立 喜義君） 時間がなくなりました。

○議員（13番 亀尾 共三君） 非常に公益性の高い法人であり、私は22年まで今まだ指定管理が続いております。そのような中で土地を離すということは、非常に町にとっては不利益であり、私はこの計画はやめること。このことを主張して質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で、13番、亀尾共三君の質問を終わります。

これをもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了しました。これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日8日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いをいたします。御苦労さんでございました。

午後 4 時 0 9 分散会
